

## 盛岡市環境基本計画（第二次）の策定について

### 1 計画策定理由

環境基本条例において環境基本計画を定めることとされており、現在の環境基本計画の計画期間が本年度で終了することから、来年度以降の環境施策のマスタープランとなる環境基本計画（第二次）を策定するものである。

### 2 計画概要

#### (1) 計画期間

2011（平成23）年度から2020（平成32）年度まで10年間

#### (2) スローガン

「水と緑の都<sup>まち</sup>“もりおか”を未来につなぐ」

#### (3) めざす環境像等

次のとおり5つの「めざす環境像」を設定し（現計画は4つ）、その実現に向け基本目標、指標を定め、各施策を展開する。

##### ① 健康で安全に生活できるまち（公害防止）

- ・自動車交通に起因する環境負荷を削減する
- ・産業活動に起因する環境負荷を削減する
- ・日常生活に起因する環境負荷を削減する

##### ② 生物の多様性を育む自然が豊かなまち（自然環境、生物多様性）

- ・自然環境を保全・創造する
- ・生物の多様性を確保する

##### ③ 快適で心豊かに暮らせるまち（まちの緑、景観）

- ・緑や自然とのふれあいを促進する
- ・魅力ある景観を保全・形成する

##### ④ 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち（地球温暖化対策、循環型社会）

- ・低炭素社会を実現し地球環境の保全に貢献する
- ・資源の循環的利用とごみの減量化を促進する

##### ⑤ 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち（環境人材育成・行動促進）

- ・環境保全活動を担う人材を育成する
- ・持続可能な社会を目指す行動を促進する

### 3 計画策定経過と今後のスケジュール

平成 21 年 11 月～平成 22 年 11 月 環境審議会（4 回開催）  
平成 22 年 11 月 8 日 環境基本計画推進委員会  
11 月 24 日 市議会全員協議会  
平成 22 年 12 月 パブリックコメント  
平成 23 年 1 月 環境基本計画推進委員会  
環境審議会（答申）  
平成 23 年 2 月 庁議，市長決裁

### 4 パブリックコメントの実施概要

実施期間 平成 22 年 12 月 1 日～20 日  
意見受付 郵送（20 日消印有効），持参，ファックス，メール  
計画（案）の配置 環境企画課，本庁 1 階窓口案内所，各支所等に配置  
市ホームページに掲載  
周知方法 12 月 1 日号広報，市ホームページ

水と緑の都<sup>まち</sup>“もりおか”を未来につなぐ

# 盛岡市環境基本計画

(第二次)

(素案)

盛 岡 市

# 余白

# 市長あいさつ

平成23年3月

盛岡市長 谷藤裕明

# 余白

## 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> .....	1
第1節 計画策定と改定の背景 .....	2
第2節 計画策定の目的 .....	3
第3節 計画の役割 .....	4
第4節 計画が対象とする環境の範囲 .....	5
第5節 計画の期間 .....	6
第6節 計画の全体構成 .....	7
<b>第2章 市域の環境の現況と課題</b> .....	9
第1節 環境の現況と課題 .....	10
<b>第3章 めざす環境像と基本目標</b> .....	29
第1節 本市がめざす環境像の設定 .....	30
第2節 環境像を実現するための基本目標 .....	33
<b>第4章 施策の展開</b> .....	39
第1節 施策の体系 .....	40
第2節 基本目標の実現に向けた環境施策の展開 .....	41
第3節 積極的に取組む項目 .....	59
<b>第5章 環境に配慮する上での指針</b> .....	61
第1節 主体別の環境に配慮する上での指針 .....	62
第2節 地域特性に応じた環境に配慮する上での指針 .....	69
<b>第6章 計画の推進に向けて</b> .....	77
第1節 市の推進体制の整備 .....	78
第2節 率先実行の推進 .....	78
第3節 事業者・市民の参加の推進 .....	79
第4節 計画の進行管理 .....	80
第5節 他の自治体などとの連携 .....	81
<b>巻末資料</b> .....	添付省略
自然的・社会的特性 .....	添付省略
環境基準等 .....	添付省略
市民・事業者意識調査 .....	添付省略
盛岡市環境基本計画（素案）に対する市民意見について .....	添付省略
盛岡市環境審議会委員名簿 .....	添付省略
盛岡市環境基本計画の策定に係る検討経過 .....	添付省略

# 余白



# 第 1 章 計画の基本的事項

## 第1節 計画策定と改定の背景

本市では、環境の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進、市民・事業者・市の連携と協力による取組を推進するため、平成12年3月に「未来につなぐ豊かな緑・清らかな水・うるおいのある盛岡」を計画のスローガンとした「盛岡市環境基本計画」を策定し、同年4月から、生活環境、自然環境、快適環境、地球環境の4つの環境を対象とし、それぞれに「めざす環境像」を定め、「めざす環境像」ごとに定量目標を設定し、市民・事業者・市の協働のもと、環境施策を着実に推進してきました。

また、環境を重視する市民の意識と協力に支えられながら、すぐれた自然環境と永い伝統に育まれた歴史的環境とが調和する個性豊かで良好な環境のまちづくりを展開した結果、盛岡らしい良好な環境が保たれています。

しかしながら、今日の環境問題は、従来の公害や自然環境の問題にとどまらず、自動車の排気ガスに起因する大気汚染や騒音、日常生活に起因する環境負荷や廃棄物問題など、地域の問題から、資源の枯渇や地球温暖化など地球規模での環境問題にまで多様化・複雑化しています。

これらの問題は、都市化の進展や便利で快適な生活へのライフスタイルの変化、またそのような生活を支える大量生産・大量消費・大量廃棄という経済社会システムに大きく起因しており、現在の世代だけでなく、将来の世代まで影響が懸念されています。

この問題を解決するには、私たち一人ひとりがこれまでの日常生活や事業活動のあり方を見直すとともに、市民・事業者・市が協働して環境保全に関する取組を推進する必要があります。

一方、環境行政をめぐる状況は、国においては、平成18年4月に、「環境から拓く新たなゆたかさへの道」をサブテーマに「第三次環境基本計画」が閣議決定され、環境と経済の好循環に加え、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」などを今後の環境政策の展開の方向とされたほか、平成20年6月には、地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務や国としての基本方針などを定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、本市を含む中核市にも地方公共団体実行計画の策定が義務付けられました。

このような環境を取り巻く状況の変化や、地球温暖化対策をはじめとする新たに取り組むべき課題への対応、目標を達成した施策や定量目標の見直し、すべての世代に対しての環境教育など積極的に取り組む施策の必要などから、環境施策を再構築し、市民・事業者・市の協働のもとに、より良い環境づくりを効果的に推進するため、環境基本計画を改定することとしました。

## ■「盛岡市環境基本条例」に定める環境基本計画の位置づけ

### (環境基本計画)

第8条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、盛岡市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する目標

(2) 環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な施策の方向

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、事業者及び市民の意見を反映することができるように必要な措置を講ずるとともに、盛岡市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第2節 計画策定の目的

この計画は、盛岡市環境基本条例において規定した基本理念の実現を目指し、環境の保全及び創造の施策を具体的に展開していくために策定するものです。

## ■「盛岡市環境基本条例」に定める環境の保全及び創造についての基本理念

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、市民が健康で安全かつ快適な生活を営むことができる健全で恵み豊かな環境を確保し、これを将来の世代に継承していくことを目的として行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、多様な自然環境が有するそれぞれの特性に配慮し、人と自然が共生できることを目的として適切に行われなければならない。

3 環境の保全及び創造は、環境への負荷をできる限り低減することによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを目的として、すべての者のそれぞれの役割分担の下に自主的かつ積極的に行われなければならない。

4 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境に深くかかわっていることをすべての者が認識し、あらゆる事業活動及び日常生活において積極的に行われなければならない。

### 第3節 計画の役割

この計画は、盛岡市総合計画を環境面において補完するとともに、環境の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進、市民・事業者・市の連携と協力による取組を推進するため、目指すべき環境像、市の環境施策の基本的方向、事業者・市民が環境に配慮する上での指針などを示すもので、本市の環境行政のマスタープラン<sup>(※)</sup>としての役割を持っています。

#### 1 環境に関する施策の基本的方向性を示します。

環境行政は、環境の視点から多分野の環境関連計画や事業を統合して総合調整機能を持つことが必要です。

この計画は、長期的な展望のもと、環境を総合的にとらえ、環境面からみだ目指すべき環境像の実現に向けて、環境の保全及び創造に関する施策の立案と実施に基本的な方向性を示すものです。

#### 2 市が実施する環境施策を体系的に示します。

環境の視点から、本市の各部局にまたがる施策を横断的かつ体系的に整理するとともに、各部局における環境施策の位置付けを明確にします。

#### 3 市が自ら環境に配慮した行動に取組むとともに、事業者・市民に対してもこのような行動を促します。

環境面からみだ目指すべき環境像を実現するためには、市民・事業者・市がそれぞれの立場で、それぞれの役割に応じて環境に配慮した行動を実践し、かつ、お互いに連携と協力を図っていくことが重要です。

この計画は、環境面からみだ目指すべき環境像の実現のため、市自らが環境に配慮した行動に取組むとともに、事業者・市民が環境に配慮した取組を進める上での指針を示し、環境に配慮した行動を促します。

なお、この計画は、環境の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的計画です。個別の施策の推進については、個々の関連条例や関連計画などに基づいて具体的に展開されます。

---

※ マスタープラン：最も基礎、基本に据えられた優位性のある計画。

#### 第4節 計画が対象とする環境の範囲

この計画の対象とする環境は、盛岡市環境基本条例第7条に規定する施策の基本方針を踏まえ、次の環境項目を総合的にとらえていくこととします。

- 生活環境：大気や水のきれいさなど、市民生活の健康や安全性を前提とした環境
- 自然環境：生態系、生態系の主要な構成要素である地形・水・土地・多様な生物などで形づくられた環境
- 快適環境：景観や歴史的・文化的遺産など地域の魅力、人にうるおいや安らぎ、心地よさといった快適性の追求としての環境
- 地球環境：地球温暖化対策、オゾン層の保護など地球規模での環境保全の視野に立った環境
- 環境教育・環境学習：上記の4つの環境を総合的に保全するため、事業者や市民がそれぞれの役割の中で行う学びの活動

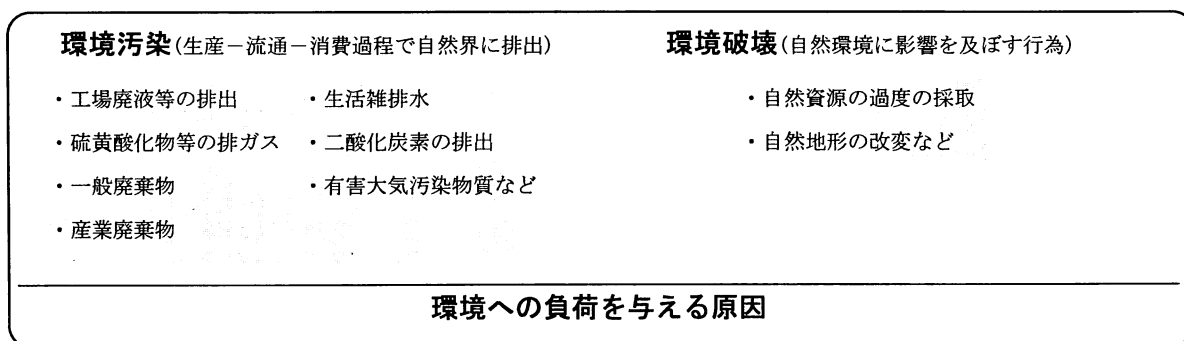
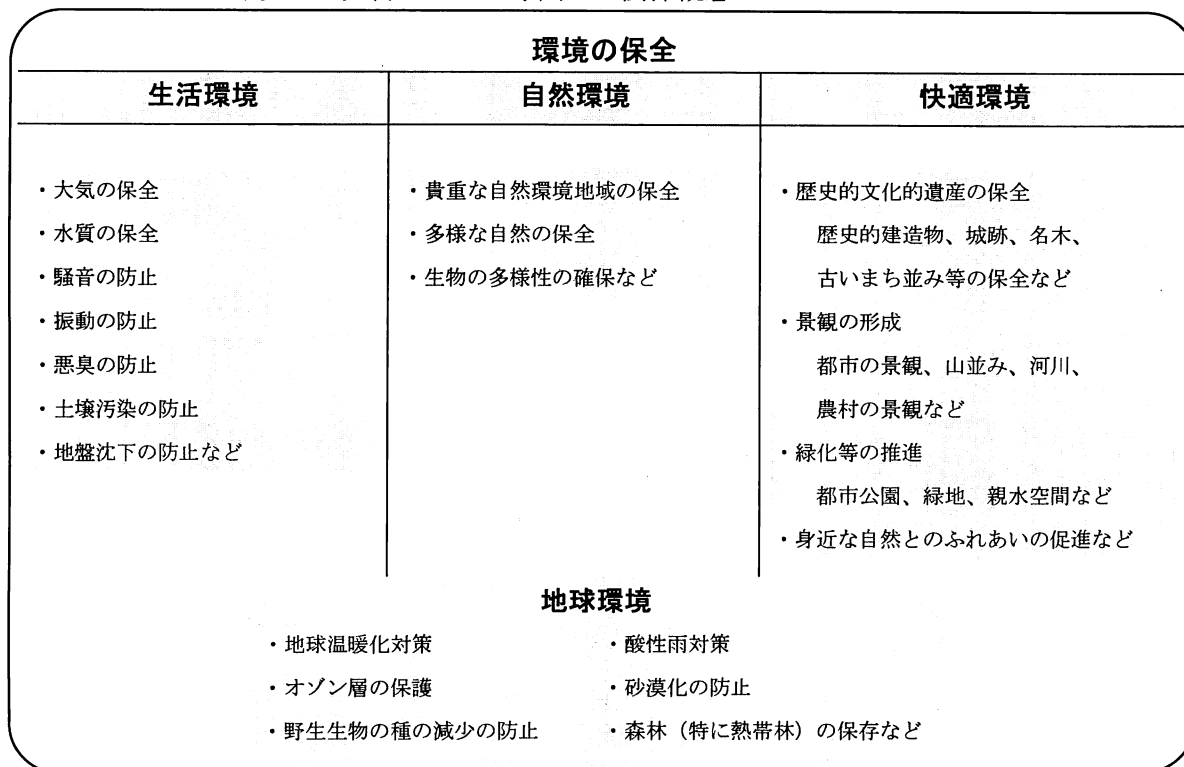
#### ■「盛岡市環境基本条例」に定める施策の基本方針

(施策の基本方針)

第7条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本として、事業者及び市民との協働の下に各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、これを総合的かつ計画的に行わなければならない。

- (1) 市民の健康を保護し、及び生活環境を保全し、並びに自然環境を適正に保全するよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素を良好な状態に保持すること。
- (2) 生物の多様性の確保を図るとともに、多様な自然環境を地域の自然的社会的条件に応じて適正に保全すること。
- (3) 人と自然との豊かな触れ合いを保つこと。
- (4) すぐれた自然環境と永い伝統にはぐくまれた歴史的環境とが調和した環境その他の人に潤いと安らぎをもたらす快適な環境を保全し、及び創造すること。
- (5) 廃棄物の減量、エネルギーの有効利用、資源の循環的な利用等を推進することにより、環境への負担の少ない持続的な発展が可能な社会を構築すること。

■環境の保全と環境への負荷を与える原因との関係概念



第5節 計画の期間

この計画の期間は、平成23年度（2011年度）から平成32年度（2020年度）までとします。

なお、社会情勢の変化、科学的技術の進歩、科学的知見の集積、環境問題の動向などに応じ、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を点検・評価し、必要がある場合には、この計画を見直すものとします。

## 第6節 計画の全体構成

この計画は、6つの章で構成するものとします。

第1章は、計画策定の目的、役割、対象とする環境の範囲、期間を示し、この計画の基本となる考え方を示します。

第2章は、本市の環境の現況と課題について、整理を行います。

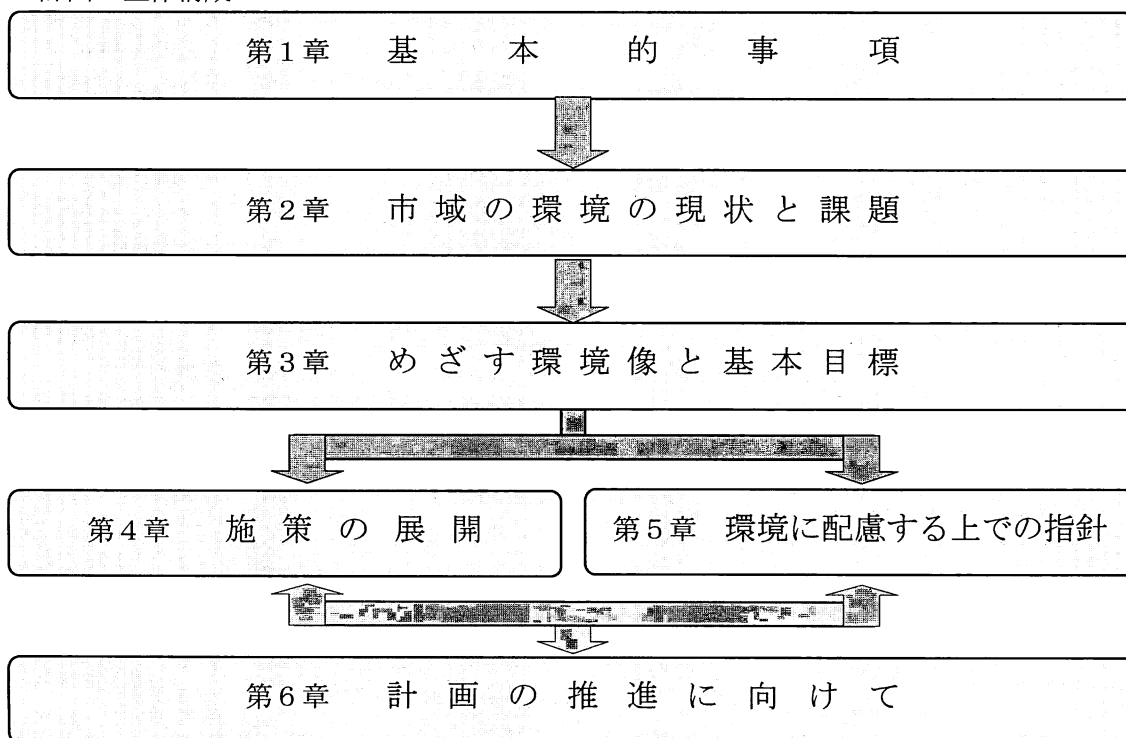
第3章は、本市の長期的展望での環境面から見た目指すべき環境像と基本目標を設定します。

第4章は、基本目標の実現のために展開していくべき本市の環境施策の方向性と積極的に取り組む項目を示します。

第5章は、目指す環境像の実現のためには、事業者・市民の環境に配慮した取組が必要不可欠であることから、事業者・市民が環境に配慮した取組を進める上での指針を示します。また、環境行政においては開発と保全との調整が重要であることから、土地利用に当たって環境に配慮する上での指針を区域別、開発事業種別に示します。

第6章は、この計画の実効性を確保するために必要な仕組みなどを示します。

### ■計画の全体構成



# 余白



## **第2章 市域の環境の現況と課題**

## 第1節 環境の現況と課題

### 1 生活環境

#### (1) 大気環境

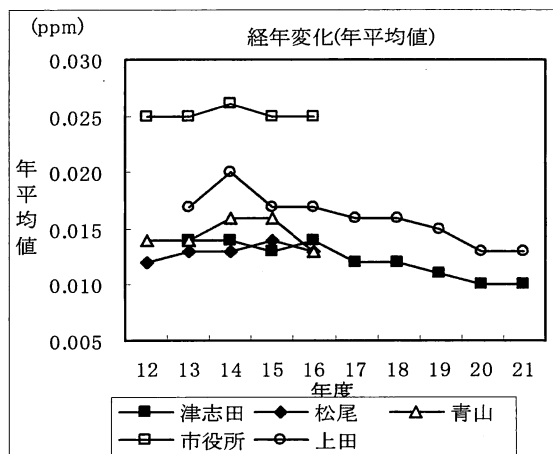
本市の大気環境の状況はほぼ良好に保たれています。光化学オキシダント（※）については、環境省が津志田測定局で19物質の観測を行っており、平成21年度において環境基準（※）を超過した時間が通年で203時間ありますが、注意報を発令するまでには至りませんでした。有害大気汚染物質（※）については、平成21年度は、環境基準及び指針値が定められている8物質について環境基準及び指針値を下回っています。

将来にわたり現在の状況を維持していくため、今後も適正な監視箇所での測定を続けていく必要があるとともに、必要に応じて市民へ情報提供を行ないます。

なお、二酸化窒素の大気中濃度の推移は、図2-1のとおりになっています。

■二酸化窒素の大気中濃度の推移（日平均値の年間98%値）：図2-1

（資料：もりおかの環境）



※ 光化学オキシダント：窒素酸化物や炭化水素などが大気中で太陽の紫外線により光化学反応し、発生する酸化力の強いガス状物質の総称。

※ 環境基準：大気汚染、水質汚濁、土壌汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準。

※ 有害大気汚染物質：継続的に摂取された場合に人の健康を損なうおそれがある物質をいう。中央環境審議会では、有害大気汚染物質に該当する可能性のある物質を幅広く選定したリスト（234物質）の中から、人の健康リスクがある程度高いと考えられる22物質を「優先取組物質」として選定している。

## (2) 水環境

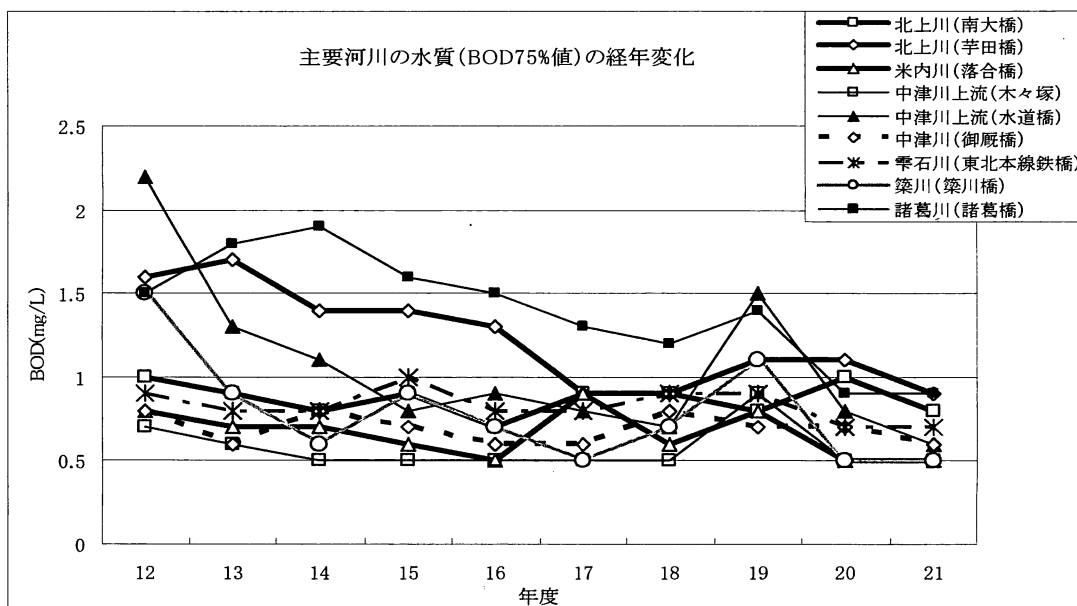
本市の主要7河川（北上川，中津川，雫石川，築川，米内川，乙部川，諸葛川）及び綱取ダム，御所ダム，四十四田ダム，岩洞ダムの水質は，比較的よく保全されています（図2-2）。しかし，大腸菌群数<sup>(※)</sup>においては，環境基準を超過している場合があります。市街地では，公共下水道の普及により汚濁の状況は改善されてきていますが，一部の小河川では，水量の不足や家庭などからの雑排水の流入によって，水質が良好といえない状況も見受けられます。

これらの河川における水質改善対策として，事業場からの排水の規制や監視，汚水処理施設の整備などとともに，家庭からの生活排水中の水質汚濁物質の削減対策を推進する必要があります。

本市の地下水の水質については，地域の全体的な状況を把握するための「概況調査」とこれまでの調査で汚染が判明した井戸の継続調査を目的とする「定期モニタリング調査」を行っています。今後も地下水の監視を継続するとともに，市民への情報提供を行ないます。

■水質の状況の推移：図2-2

(資料：もりおかの環境)



※ 大腸菌群数：水の汚濁，特に人畜の排泄物などによる汚れを知る尺度。

※ BOD（生物化学的酸素要求量）：有機物による河川水などの汚濁の程度を示すもので，水中に含まれている有機物が一定条件のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量。

※ 75%値：水質汚濁に係る環境基準の適否の評価方法。

### (3) 騒音・振動

騒音や振動は、工場や各種の交通機関などのほか、市民の日常的な生活も発生源となります。本市の一般地域騒音<sup>(※)</sup>については、おおむね環境基準を満たしていますが、自動車騒音については、道路に面する地域うち、約85パーセントが環境基準を達成しており、全国平均とほぼ同様の水準になっています。道路振動については、環境基準<sup>(※)</sup>を超えた地点はありません。

騒音は、特に幹線道路の沿道での自動車交通による騒音が問題になっています。このような自動車公害に対しては、道路構造の改善や交通流の円滑化など関係者の役割分担のほか、公共交通機関や自転車の利用を進めるなど脱自家用車型のまちづくりに取り組む必要があります。

### (4) 悪臭

平成21年度の悪臭苦情件数は23件と全苦情件数（96件）の約24%で大気汚染苦情、騒音苦情に次いで多くなっています。苦情が申し入れられた場合は、その都度、原因者に説明し、必要に応じて臭気の測定を行っています。

---

※ 一般地域騒音：環境基本法に基づく騒音に係る環境基準が当てはめられる地域のうち、道路に面する地域以外の騒音。

※ 規制基準：「悪臭防止法」による事業場の事業活動に伴う特定悪臭物質について、知事その発生を規制するために定める基準。

(5) その他

土壌汚染について、本市には土壌汚染対策法に基づく汚染指定区域はありませんが、有害物質が含まれる土壌が確認されているほか、宅地開発などで新たな土壌汚染が確認される場合があることから、適宜、被害防止を図るための指導を行う必要があります。

地盤沈下について、本市においては、地盤沈下に係る問題は発生していませんが、今後とも発生状況に留意していく必要があります。

人工的な化学物質が人の健康や生態系に与える科学的な影響については、未だ解明されていない点が多いものの、環境省がこれまでの取組の成果と課題を踏まえた施策を展開して新たな対応方針を策定し取り進めており、今後もその動向について注視していく必要があります。

アスベストについては、飛散性がある吹付けアスベストの対策として、建築物解体時の飛散防止対策や使用中建築物の安全措置の徹底を図る必要があります。また、アスベストによる健康影響は潜伏期間が長いことから、長期にわたる対応の必要があります。

## 2 自然環境

### (1) 植物

本市は、自然植生の水平分布からみると夏<sup>なつ</sup>緑落葉広葉樹林帯<sup>(※)</sup>に属し、垂直分布からみると低山帯、山地帯、亜高山帯、高山帯があり、変化に富んだものとなっており、多種多様な植生が分布しています。砂子沢の奥地にはヒノキアスナロ林やブナ林などの貴重な原生の自然環境が残っています。山地帯は主にスギやアカマツ・カラマツの植林地やコナラ群落などの二次林になっており、市街地の周辺は水田や畑地が広がっています。特定植物群落<sup>(※)</sup>として雫石川の沼沢地植生、築川のケヤキ林、姫神山のダケカンバ低木林、藪川のカシワ林などがあげられます。天然記念物として、カキツバタやシダレカツラなどの貴重な植物群落や植物種が分布しています。また、姫神山から岩洞湖及び早坂高原の一带は、県立自然公園区域となっています。

特定植物群落以外の貴重な群落や希少な種の生育地についても、適切な保全対策に努める必要があります。

### (2) 動物

本市における野生生物は、丘陵・山間地でのイヌワシ、クマタカ、オオタカなどの大型猛禽類<sup>もうきんるい</sup>や、ニホンカモシカやツキノワグマなどの大型ほ乳類などの生息が確認されるなど豊かな生態系が見られます。北上川や御所ダムなどはマガモ、白鳥などの飛来地となっています。また、四十四田ダム周辺、下厨川の一部、雫石川河川敷など、市街地及びその周辺部においても両生類・は虫類や各種の昆虫類の生息が確認されています。

しかし、都市化の進展や森林の伐採などにより野生生物の生息環境が改変・悪化し、過去の調査では確認されていた昆虫類や両生類などが激減・消滅した場所も見受けられます。

本市には多様な自然環境が存在し、それらの環境に適合した多くの貴重な動物の生息が確認されており、その生息環境の保全に努めることが必要です。

平成17年の自然環境調査報告書における野生動植物種の保全上重要な地域位置図は、図2-6のとおりになっています。

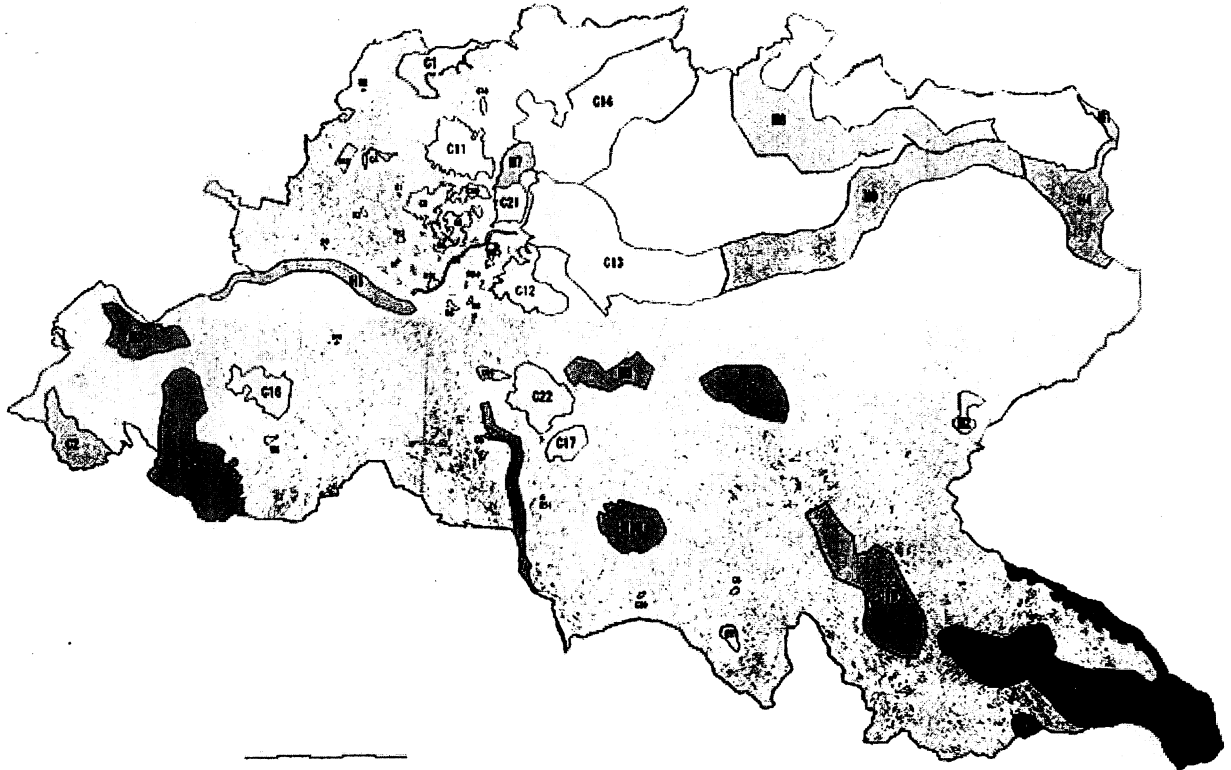
---

※ 夏<sup>なつ</sup>緑落葉広葉樹林帯：寒冷期（冬季）に落葉する広葉樹を主とする森林帯で、低温帯で十分な降水量がある地域に成立する。

※ 特定植物群落：環境庁「自然環境保全基礎調査」による学術上重要な植物群落又は個体群。

■野生動植物種の保全上重要な地域位置図（盛岡地域）：図2-6

（資料：盛岡市域の自然環境調査報告書：平成18年3月）



凡 例				
厳正保全地区	高度保全地区	保全地区	保全配慮地区	修復育成地区
F 1 砂子沢瀧・毛無森地区	H 1 雫石川下流地区	M 1 御大堂地区	C 1 四十四田ダム周辺地区	R 1 高松神社地区
	H 2 下新川地区	M 2 第二飛鳥トンネル付近	C 2 鶴内沢地区	R 2 天満宮地区
	H 3 砂子沢地区	M 3 大穴山・幸福山地区	C 3 妙見寺地区	R 3 安徳神社地区
	H 4 安徳神社・早子又沢瀧地区	M 4 猿ヶ沢林道・霧ヶ森・赤林山地区	C 4 三馬鹿・蛇の島地区	R 4 中津川・川原神社地区
	H 5 北上川南部地区	M 5 下川目地区	C 5 三本柳地区	R 5 北山寺院群地区
	H 6 上川目地区	M 6 畑田地区	C 6 大ヶ生坑地区	R 6 寺ノ下寺院群地区
		M 7 名乗沢地区	C 7 万寿坑地区	R 7 永祥院地区
		M 8 米内川上流地区	C 8 蔵谷山地区	R 8 八幡宮地区
		M 9 中津川上流地区	C 9 高松地区	R 9 稲新神社地区
		M 10 新島山地区	C 10 外山原地区	R 10 大宮神社地区
			C 11 黒岩・小島公園地区	R 11 岩手公園地区
			C 12 岩山地区	R 12 県立運動公園地区
			C 13 下米内・藤沢ダム地区	R 13 岩手大学構内地区
			C 14 上米内・高瀬地区	R 14 蓮華神社地区
			C 15 稲田茂・砂子沢地区	
			C 16 飯岡山地区	
			C 17 沢口山地区	
			C 18 公園アカマツ林地区	
			C 19 蝶ヶ森地区	
			C 20 高麗敷クヌギ林地区	
			C 21 下米内地区	
			C 22 たたら山地区	

### (3) 森林・農地

盛岡地域の森林は、市域の69%を、農地は9%を占めています。森林の約8割が民有林となっており、森林のうち約5割は人工林となっています。近年の市街地の拡大などにより農地は全般的に減少しています。

また、玉山区の森林及び農地は、それぞれ79%並びに12%を占めており、その割合は大きな変動はありません。

山村地域の過疎化による林業就業者の減少や高齢化に加え、木材価格の低迷から森林所有者の経営意欲が減退しており、適正な森林施業が難しくなっています。また、林家の大部分が小規模経営のため、経営基盤が弱体であるほか、森林所有者の居住地が分散してきています。

農地は、水田や畑のほか、りんごなどの果樹園や牧草地として利用されています。林業と同様に農業就業者も高齢化が進んでおり、後継者不足や休耕田の存在などが問題となっています。

森林や農地は、経済的価値だけでなく、水源のかん養、山地災害の防止、洪水の防止、二酸化炭素の固定、動植物の生育生息環境など、多様な価値を有します。

このことから、森林や農地の保全を図ることはもとより、森林や農地の持つ環境保全機能を支える安定的経営体の育成や労働環境の改善など農林業の振興を図ることが必要です。また、市民への森林や農地の環境保全機能についての理解を深めるため、啓発を図る必要があります。

土地利用に当たっては、国土利用計画盛岡市計画に基づく計画的な土地利用を推進し、自然の生態系に配慮した開発・利用を図る必要があります。



### 3 快適環境

#### (1) 緑と水辺

本市の都市公園は、箇所数・面積とも年々増加しており、市民1人当たりの公園面積は全国平均を上回っています。また、市街地では、天満宮地区、三馬橋地区など19地区を環境保護地区<sup>(※)</sup>、つつじが丘団地、岩脇緑が丘団地、松園団地を環境緑化地区<sup>(※)</sup>に指定しています。また、環境緑化まつりを開催するなど市民の緑化意識の高揚を図っているほか、市街地においては、ハンギングバスケットを軸とする花と緑のガーデン都市づくり事業を推進することにより、沿道などの公共空間にうるおいを与え、盛岡らしい特徴的な景観の形成に貢献しています。住宅地においては、緑化を推進するために、民有地の生け垣の設置に対する助成制度は有効であり、制度の周知方法などの改善を図りながら継続することが必要です。

環境保護地区に指定されている寺社林などは良好な状態にありますが、市街地の拡大と密集化によって緑地が孤立してきていることから、緑地の積極的な維持とともに、街路樹の植栽や民地の緑化を積極的に行い、緑のネットワークを形成していく必要があります。

本市の市街地を貫流する北上川、中津川、雫石川、築川や高松の池、ダム湖などの豊かな水は、盛岡らしさを象徴する源泉であり、身近な自然とのふれあいの場として、市民生活にうるおいと安らぎを与える重要な要素となっています。これらの水質の保全を図るとともに、都市の貴重なオープンスペースとして、快適な水辺空間の創出、河川の生態系や水辺景観の保全に対する配慮を積極的に行う必要があります。

市街地と連続する山地は、市民にとって親しみ深い空間であり、身近なレクリエーションや森林に親しめる市民の余暇活動の場として、また森林や林業に対する理解を深める場として活用されています。

これらは自然環境保全の啓発など環境教育・学習や保養・休息の場として重要であることから、国土利用計画盛岡市計画に基づいた自然環境の保全・活用といった面での十分な配慮が必要です。

---

※ 環境保護地区：「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、住民の保健及び休養のため又は都市景観上保護することが必要な緑地。

※ 環境緑化地区：「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全条例」に基づき指定する、道路の沿線又は緑地が少ない地域のうち積極的に修景緑化を図ることが必要な地区。

## (2) 景観

岩手山、姫神山、南昌山などに代表される山々の眺望、自然豊かな外山早坂高原県立自然公園、市内を流れ白鳥の飛来する北上川、中津川、雫石川などの河川、田園地帯の屋敷林に囲まれた郷土景観などが本市の景観上の大きな特徴となっています。また、都心部での中高層建築物の集積による現代的な都市景観、盛岡城跡公園（岩手公園）や大慈寺地区に代表される城下町のたたずまい、明治大正期の洋風建築物など多様な景観があります。この景観は緑や水辺と相まって盛岡らしさを醸し出しています。

本市特有の山並みなどの自然景観を今後とも維持していくため、土地利用の適正化、森林の保全、河川の自然性の確保に配慮した施策を推進するとともに、景観法に定める景観地区制度や景観計画、景観条例などに基づき良好な都市景観の形成を推進する必要があります。

## (3) 歴史的・文化的遺産

本市には、盛岡藩南部氏の居城であった盛岡城跡、平安時代初期に朝廷によって築かれた古代城柵で陸奥国最北端の拠点であった志波城跡などの歴史的遺産や建築物、大慈寺地区や北山地区の寺社仏閣や寺社林、チャグチャグ馬コなどの祭りや伝統行事などがあり、景観も含めた地域の個性や魅力を支える要となっています。

多くの歴史的・文化的遺産は、いずれも快適環境の形成につながっており、文化財保護法などの保護制度をはじめ、地域の住民が一体となってこれらを積極的に活用することにより、地域の特色を生かした魅力あるまちづくりを図っていくことが、より質の高い環境を創造していく上でも必要です。

#### 4 地球環境

地球環境問題は、「地球温暖化」「オゾン層の破壊」「海洋の汚染」「野生生物の種の減少」「有害廃棄物の越境移動に伴う環境汚染」「酸性雨」「砂漠化」「熱帯林の減少」「開発途上国の公害問題」の9つが主要な課題となっています。これらの課題は一国の対策だけでは処理できず、国際的な、さらには世代を超えた取組が必要です。

##### (1) 地球温暖化

地球温暖化とは、本来大気や地表の温度を生物が住みやすい状態に保っている二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガス<sup>(※)</sup>が、化石燃料などの燃焼や廃棄物の埋立量の増加に伴い次第に増加し、地球の平均気温が上昇することにより、気候の変動や海面上昇が引き起こされるなど、人類ばかりでなく、動植物や生態系全体に影響を及ぼすことが懸念されている問題です。

平成9年12月に開催された「地球温暖化防止京都会議」において、温室効果ガス<sup>(※)</sup>の削減についての国際的な合意がなされ、京都議定書の採択により、平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までの期間中に日本は平成2年(1990年)比で6%削減することとなりました。平成10年10月には「地球温暖化対策の推進に関する法律」が成立し、国、地方公共団体、事業者、国民それぞれが温室効果ガス削減に向けて取組むことが規定されました。また、平成21年にニューヨークで開催された気候変動サミットでは、京都議定書の第一約束期間が終わる平成24年(2012年)以降の国際的枠組の構築に関し、日本は各国の協力体制が整うことを条件に平成32年(2020年)までに平成2年(1990年)比で25%の温室効果ガスを削減することを明言しています。

温暖化を引き起こす温室効果ガスとしては、二酸化炭素やメタンなどがありますが、とりわけ二酸化炭素が大きな部分を占めています。本市の二酸化炭素排出量は、環境省の示した地球温暖化対策地方公共団体実行計画策定のためのマニュアルに沿った積算方法で算出すると、平成2年(1990年)時点で180.5万トン、平成19年(2007年)で238.6万トンと推計され、36.4%も増加しています。

市民1人当たり換算すると、二酸化炭素排出量は、全国平均より低くなっているものの、平成2年(1990年)から平成19年(2007年)までに32.9%増加しています(図2-7, 8)。部門別業種別の構成比をみると、産業部門の市民1人当たり二酸化炭素排出量は全国平均を大きく下回っているものの、全国の傾向と異なり増加傾向にあります。民生部門においては家庭用・業務用とも全国平均を上回っており、第三次産業に特化した産業構造を反映しています。また、平成2年から19年にかけての変化を部門別にみると、民生部門が53.9%も増加しており目立っています。

---

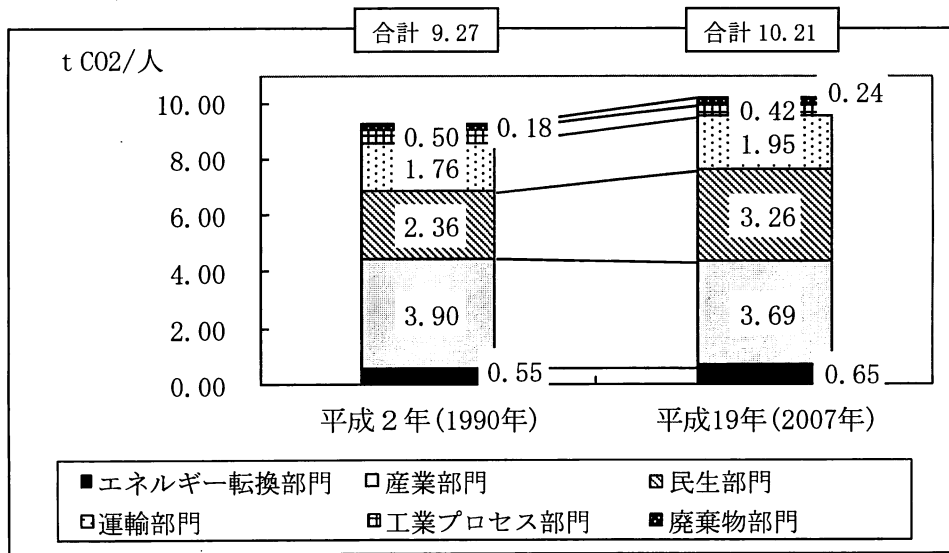
※ 温室効果ガス：太陽から地表に入射する紫外線や可視光線を通しやすく、地表から放射される赤外線を通しにくいという性質を持ち、大気下層・地表付近の温度を高く保つ現象を起こすガスの総称。「地球温暖化対策の推進に関する法律」において、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの、六ふっ化硫黄が温室効果ガスとされている。

二酸化炭素の削減として、再生エネルギーの利用や省エネルギー、低公害車への移行、公共交通機関や自転車利用の促進などの交通対策、エネルギーの有効利用や廃棄物の資源化を促進するとともに、森林整備や緑化による二酸化炭素の吸収源の確保を推進する必要があります。また、快適な環境を保つために、地球的な規模の環境悪化を認識して、環境負荷の少ないライフスタイルや事業活動を確立するための意識の向上を図る必要があります。

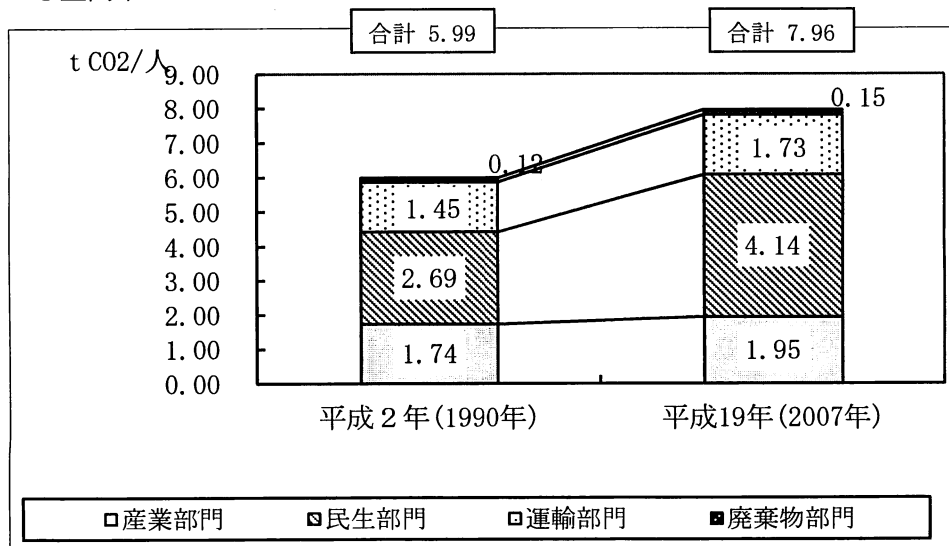
■ 1人当たり二酸化炭素排出量：図2-7

(資料：平成18年版環境統計集，環境省ホームページ)

● 全国

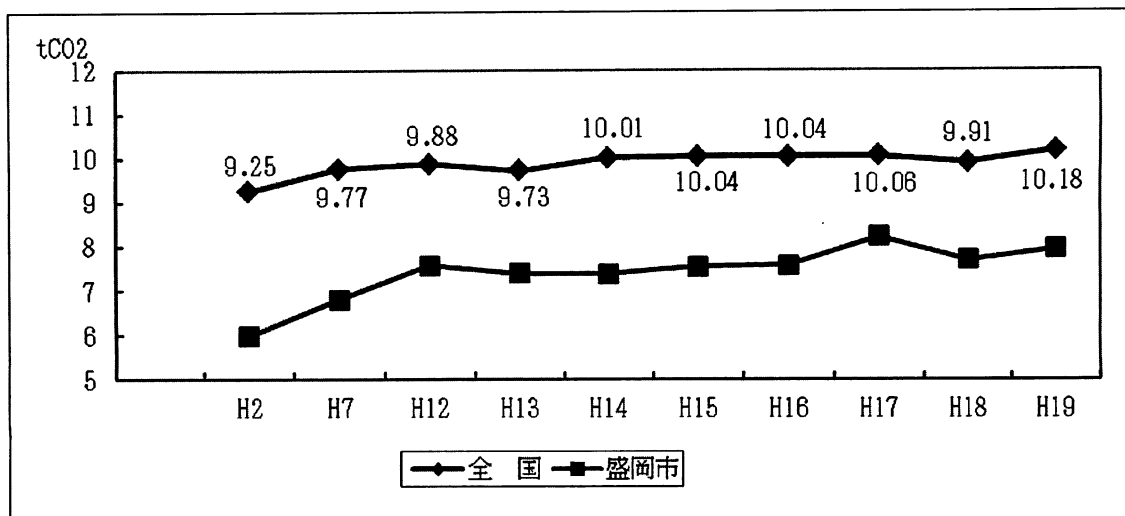


● 盛岡市



■ 1人当たり二酸化炭素排出量の推移：図2-8

(資料：平成18年版環境統計集，環境省ホームページ)



(2) オゾン層の破壊

オゾン層の破壊の問題とは、地上から15～50kmにあるオゾン層がフロンなどによって破壊され、地表に届く太陽光に含まれる有害な紫外線の量が増加することにより、皮膚がんの増加や生態系への影響が生ずる問題です。フロンは、冷蔵庫やエアコンなどの冷媒や工場における製品洗浄といった用途に使用されてきましたが、国際的な規制が年次的に実施されています。

本市では、オゾン層の保護のため、一般廃棄物として搬入された除湿機を専門施設で破砕処理を行い、特定フロンの回収を行っています。

家庭用冷凍冷蔵庫，エアコンについては、「特定家庭用機器再商品化法」に基づき、適正な処理がされるよう周知啓発を図る必要があります。

### (3) 酸性雨

酸性雨は、硫黄酸化物や窒素酸化物などの大気汚染物質が、大気中で硝酸塩や硫酸塩に変化し、これを取り込んだpH<sup>(※)</sup> 5.6以下の酸性の雨が広い範囲で降る現象であり、必ずしも原因物質の排出国と被害を受ける国が一致するとは限らないため、対策の難しい問題です。

本市では、酸性雨の実態を把握するため東北地方の各地域と地域特性を生かした酸性雪の共同調査を実施しています。平成21年度の降雪については、測定期間の平均はpH4.72となっており、酸性であるといえます。なお、岩手県では、本市において通年の酸性雨調査を実施していますが、平成20年度はpH4.9となっています。

酸性雨については、今後とも共同調査を継続するとともに、国や県との連携を図りながら対策を進めていく必要があります。

---

※ pH (ペーハー、水素イオン濃度) : 酸性, アルカリ性を示す指標で、中性はpH7, 酸性になると7よりも小さく, アルカリ性になると7よりも大きくなる。

#### (4) 廃棄物など

本市のごみ排出量は、平成16年度に12万6000トンを超えていましたが、平成21年度には11万2000トン余りと約1万4000トンも削減されています。これは、平成18年度に「盛岡市ごみ減量化行動計画」を全面改訂し、ごみ減量の優先順位を(1)発生抑制(リデュース)、(2)使用(リユース)、(3)再生利用(リサイクル)としたことをきっかけに、市民、事業者及び市がそれぞれの役割分担の下に積極的にごみ減量の取組を進めている成果だと考えられます。

ごみ排出量の内訳は、家庭系ごみが約6割、事業系ごみが約4割という割合となっています。また、町内会など市民団体が行っている資源集団回収への支援、分別の徹底指導、資源回収品目の拡充などによるごみの資源化量<sup>(※)</sup>と資源集団回収量<sup>(※)</sup>の合計は、平成21年度で約2万トンとなっています(図2-5)。

平成22年8月からは、「容器包装リサイクル法」に基づき、盛岡地域と都南地域においてプラスチック製・紙製容器包装の分別収集が開始され、さらなるごみの減量と資源化の推進が期待されています。

事業者や市民へ無駄の少ない生活、ごみの減量やリサイクルの推進などへの意識の高揚を図るとともに、事業者・市民との協力のもと、市民団体などへの支援強化や資源回収品目の拡充などによるごみの発生抑制・再使用・再生利用を一層推進する必要があります。

廃棄物の不法投棄防止対策や適正処理については、事業者や市民への啓発や定期的な監視パトロールの強化などを行うとともに、関係機関との連携を図る必要があります。

環境美化については、清掃週間の実施や市民団体による河川などの清掃活動など環境美化運動が行われています。今後とも環境美化についての市民意識の向上や市民団体への活動支援などの推進を図る必要があります。

---

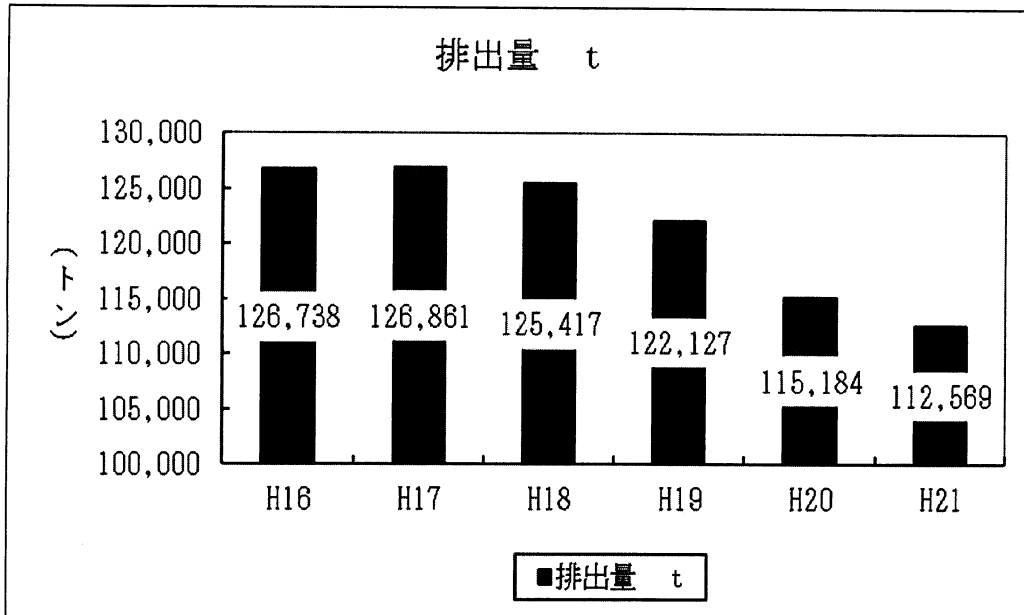
※ ごみの資源化量：市及び盛岡・紫波地区環境施設組合のごみ処理に伴う総資源化量。

※ 資源集団回収量：町内会や子供会などの市民団体が行う資源回収量。

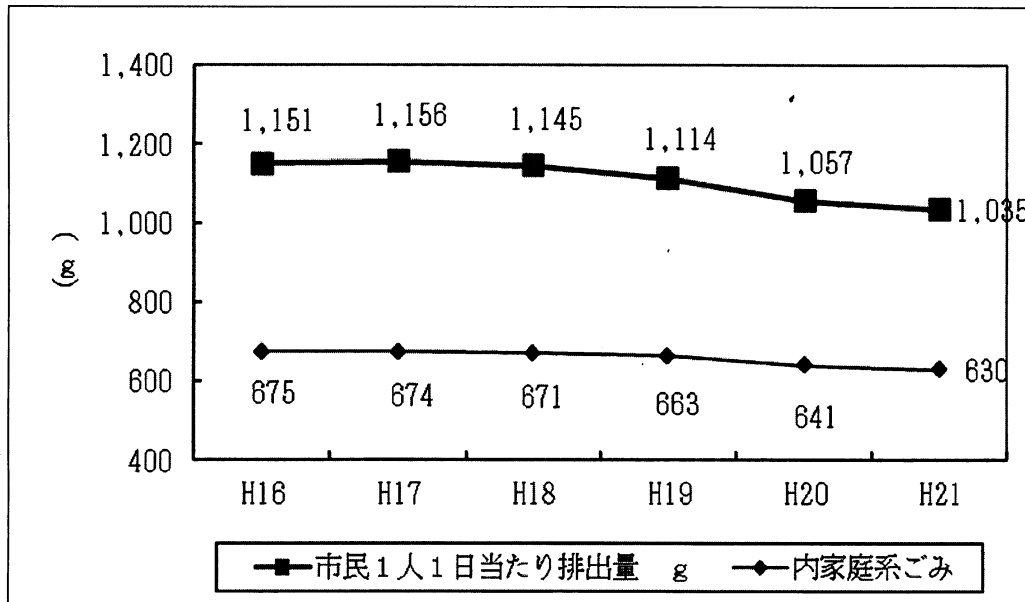
■ごみ排出量の推移

(資料：もりおかの環境ほか)

【ごみ排出量】：図2-3



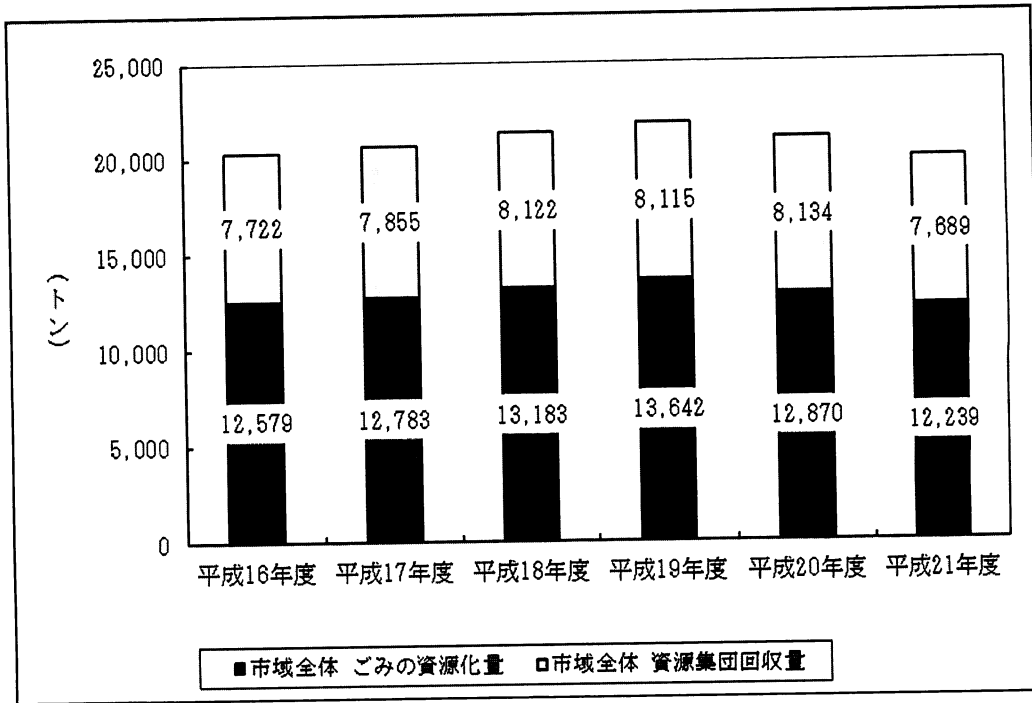
【市民1人1日当たり排出量】：図2-4





■ごみの資源化量と資源集団回収量の推移：図2-5

(資料：もりおかの環境ほか)



## 5 環境教育・環境学習

今日の環境問題の多くは、私たちの日常生活や事業活動に伴う環境への負荷が大きく起因しています。その解決に向け、私たち一人ひとりが身近な地域の環境や地球規模の環境問題について関心を持ち理解を深め、環境を大切にする行動をとれる人を育てるための「環境教育・環境学習」を推進することが必要です。また、環境教育・環境学習への取組を通じて、実際に環境を守るために行動することが重要になっています。

### (1) 環境情報の収集・提供

市では、もりおかの環境の状況を市民が理解しやすいように、環境に関する年次報告書を発行しているほか、市のホームページにもりおかの環境の状況やもりおかの緑について掲載するなどしています。また、ごみ減量・リサイクルシンボルキャラクター「めぐるちゃん」の設定や環境モニターによる省エネ活動の報告など、市民が取組みやすく、分かりやすい情報の提供に努めています。

今後も環境についての正しい知識と理解を得るため、環境に関する様々な情報を収集、分析するとともに、これらの情報が市民や事業者の間で有効に活用されるよう、市のホームページなどを通じ、分かりやすく利用しやすい形での情報提供に努めていく必要があります。

### (2) 環境教育・環境学習の推進

市では、環境教育・環境学習を推進するため、各公民館や区界高原少年自然の家、動物公園などで、環境に関連した講座を開催するなど独自の学習プログラムを作成するとともに、積極的に環境学習の機会を提供しています。また、生涯学習人材サポーターシステム事業において、環境教育・環境学習の指導者を登録することにより、市民の自主的な学習活動や社会参加活動を支援する体制を整えています。

各小中学校では、学校における環境教育の一環として農作業の体験学習やごみ拾いなどのボランティア活動を実践しており、各学校とも地域の特性を生かした取組を推進しています。また、環境教育の副読本として小学校第3、4学年を対象とした社会科補助教材「ごみとわたしたち」を活用し、小学校での環境学習に役立てています。

環境教育・環境学習は、子供から大人までのあらゆる年齢層を対象として、家庭、学校、職場、地域等において、日常生活・事業活動などあらゆる機会を捉えて総合的に取組んでいく必要があります。このため、市民が気軽に環境について学ぶことができる場や機会を積極的に提供するとともに、環境教育・環境学習を担うリーダーとなる人材の育成を進めていく必要があります。

### (3) 環境に配慮した行動の促進

市では、環境教育や環境学習への取組とともに、3R推進イベントの開催やごみ減量資源再利用市民のつどいを開催するなど、さまざまな環境啓発事業を通じて市民の環境に配慮した行動を促進しています。また、公共交通機関や自転車の利用促進、クールビズ、ウォームビズへの取組み、環境モニターによる省エネ活動の報告書の公表など、市民や事業者が参加しやすい形で省資源・省エネルギーの啓発を行っています。

市民や事業者が環境に配慮した行動を取るためには、環境の現状を正しく認識するとともに、行動を促すための啓発や教育を行うことが必要です。また、現在の暮らしを将来においても持続できる社会とするために、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、自ら考え、持続可能な社会をめざして行動することが必要であることから、このような行動につながる取組を進めるとともに、市、市民、事業者、NPOなどの各種団体などが協力・連携しながら、環境保全活動に取り組んでいくための仕組づくりを進めていく必要があります。

また、町内会や子供会、NPOなどの各種団体が積極的に清掃活動や環境美化などのボランティア活動を実施していることから、今後もこれらの自主的な環境保全活動を促進するとともに、積極的な支援を行っていく必要があります。



## 第3章 めざす環境像と基本目標

## 第1節 本市がめざす環境像の設定

盛岡市環境基本条例第3条の「基本理念」、第7条の「施策の基本方針」を踏まえ、この計画のスローガンとして、

### 『 水と緑の都<sup>まち</sup> “もりおか” を未来につなぐ』

を掲げ、市民・事業者・市がその達成に向けて、それぞれの役割分担と協力・連携を進めていくこととします。

「水と緑の都<sup>まち</sup>」は、現在の盛岡の自然の豊かさを表すことはもちろん、第二次計画で進めていく環境施策を通じて、将来もあるべき盛岡の未来をイメージするものです。盛岡のアイデンティティである“自然環境と都市機能の調和”，水と緑からイメージできる“持続性，永続性”を象徴的に表しています。

「未来へつなぐ」には、本計画の最大のポイントである5つめの環境像“持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち”を表す表現であり、市民の手で盛岡の良好な環境を将来に世代に引き継ぐという意味を込めています。

このスローガンの下に、本市が目指す環境像を次のとおり設定します。

1 健康で安全に生活できるまち

2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち

3 快適で心豊かに暮らせるまち

4 資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち

5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

### 1 健康で安全に生活できるまち

大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動などを防止するとともに、より質の高い生活環境の確保を目指します。

#### 【基本的考え方】

健康で安全な生活を営んでいくためには、大気や水など私たちを取り巻く環境が良好な状態にあることが前提となります。自動車交通や事業活動、日常生活による環境への負荷の集積が大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動など様々な環境の変化をもたらし、私たちの生活に影響を及ぼしています。今後とも、私たちを取り巻く環境が良好な状態にあることが最も基本となる課題であることに変わりはありません。また、本市のきれいな空気やおいしい水は私たちにとってかけがえのない大切なものです。

このことから、目指す環境像の一つとして「健康で安全に生活できるまち」を掲げます。

### 2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち

森林や農地などの自然環境が適切に保全され、生物の多様性の確保された、私たちと自然が共生するまちとなることを目指します。

#### 【基本的考え方】

本市には多様な自然環境が存在し、その中で多くの生物のいのちが育まれています。生物の多様性がどれくらい確保されるかは、生態系の豊かさを示す尺度であり、生態系を構成している生物が多様であるほど、その生態系は安定しているといわれています。生態系を安定させるためには、森林や農地など自然環境を適切に保全することが必要です。

このことから、目指す環境像の一つとして「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」を掲げます。

### 3 快適で心豊かに暮らせるまち

豊かな緑や水辺、美しい景観のまち並みや眺望、歴史的・文化的遺産など人にうるおいや安らぎをもたらす環境の保全と創造を目指します。

#### 【基本的考え方】

盛岡らしさを醸し出す豊かな緑や水辺、自然とのふれあい、景観の美しいまち並み、歴史的な雰囲気といった環境資源は、人と自然とのかかわりの中で、長い年月をかけて守られ、築き上げられてきたものです。これらは、私たちがうるおいや安らぎのある生活を営む上で貴重なものです。

このことから、目指す環境像の一つとして「快適で心豊かに暮らせるまち」を掲げます。

#### 4 資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち

環境への負荷を少なくするため、エネルギーの効率的な利用や資源の循環的利用を図るとともに、低炭素社会の実現をめざし地球環境の保全に貢献します。

##### 【基本的考え方】

自然界では、様々な物質が循環することにより、持続・安定した状態を維持することが可能な仕組みになっています。

私たちの生活は資源とエネルギーの消費によって支えられていますが、物質の生産や消費に伴う排出物が自然の持つ浄化・回復力を超えるような負荷を与えず、循環をさえぎらないようにすることが必要です。

しかしながら、今日の大量消費・大量廃棄は、廃棄物問題などの環境汚染や地球温暖化などの地球環境問題を引き起こしています。私たちは、持続的発展が可能となるために、資源やエネルギーの有限性を認識し、ごみの発生抑制、再生可能なものの活用、資源の再利用・再生利用といった循環的な利用やエネルギーの有効利用を進め、大切な資源とエネルギーの消費を少なくするなど低炭素で環境への負荷の少ない社会がつくられなければなりません。

豊かな緑・清らかな水・うるおいのあるたたずまいなどの良好な環境に育まれた本市に暮らす私たちにとって、その前提となる地球環境に思いをめぐらし、行動することが大切です。

このことから、目指す環境像の一つとして「資源を大切にし地球環境の保全に貢献するまち」を掲げます。

#### 5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

将来にわたり現在の暮らしを続けていくことのできる地域社会とするため、市民一人ひとりが地域の環境のためにできることに取り組むまちとなることを目指します。

##### 【基本的考え方】

地球規模で見た場合、地球温暖化や環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けて行くことができなくなるのではないかと危ぶまれています。

将来においても現在の暮らしを持続できる社会を実現するために、市民一人ひとりが、環境の現状を正しく理解するとともに、これまでの暮らしを見直し、環境のために何ができるか、何をすべきかを考え、実行することが必要です。

また、市民や事業者、NPO、市などが連携して、環境に配慮できる人材の育成に取組み、市民の環境に対する意識の変革を促していくことが必要です。

このことから、目指す環境像の一つとして「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」を掲げます。



## 第2節 めざす環境像を実現するための基本目標等

5つのめざす環境像を実現するために基本目標を掲げ、それぞれ総合的な指標及び管理指標を設定します。

### 1 健康で安全に生活できるまち

#### 【基本目標】

#### (1) 自動車交通に起因する環境負荷を削減する

現在の生活を営む上で自動車が必要不可欠であることは疑う余地がありません。しかし、自動車の普及に伴い二酸化炭素の排出をはじめ、騒音、振動などの公害は削減しなければならない問題となっています。

このため、公共交通機関の利用促進や低公害車の普及推進などにより、自動車交通に起因する環境負荷を削減することを目指します。

#### (2) 産業活動に起因する環境負荷を削減する

産業活動によって引き起こされる公害は、事業場からのばい煙などによる大気汚染や悪臭をはじめ、事業場からの騒音、排水などによる水質の悪化など、多岐にわたります。

このため、環境基準を達成するよう法令等に基づき適切な監視や指導を行うなど、産業活動に起因する環境負荷を削減することを目指します。

#### (3) 日常生活に起因する環境負荷を削減する

日常生活に起因する騒音や悪臭などの公害は、住民同士のトラブルに発展することがあるほか、家庭用雑排水が河川などの水質に影響を与えるなど、私たちの安全で快適な日常生活の支障となることがあります。

このため、私たちが安全で快適な生活を営めるよう、近隣型の公害に対する意識の啓発を図るなど、日常生活に起因する環境負荷を削減することを目指します。

#### 【総合的な指標】

指 標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
市民アンケート調査で「清潔で衛生的、公害がないといった点で、きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合	%	68.6	80.0	行政評価目標値 53.0%

#### 【管理指標】

管理指標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
大気汚染にかかる環境基準達成率（達成件数/測定件数）	%	99.4	100.0	
河川のBODの環境基準達成率（河川BOD環境基準達成件数/環境基準適用河川測定地点数）	%	100.0	100.0	
騒音にかかる環境基準達成率（達成件数/測定件数）	%	81.4	85.0	
苦情を申し出てきた市民の満足度（措置に納得した件数/苦情件数）	%	69.4	70.0	

## 2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち

### 【基本目標】

#### (1) 自然環境を保全・創造する

本市には森林や農地、水辺など多様な自然環境が存在し、これらは多くの生物が生息・生育する場であるほか、二酸化炭素の吸収、気温の緩和、水源かん養、水質浄化など多くの環境保全機能を有しています。

このため、森林や農地、水辺などの自然環境の保全を図ります。

#### (2) 生物の多様性を確保する

私たち人間も生態系の一員であることから、生物の多様性を確保し、生態系の安定を図ることが重要です。

このため、野生生物の保護、貴重な生物の生息・生育環境の保全など生物の多様性の確保を図ります。

### 【総合的な指標】

指 標	単 位	平成21年度	平成26年度	備 考
市民アンケート調査で「自然が守られていると思う」と答えた市民の割合	%	77.5	80.0	行政評価目標値 62.0%

### 【管理指標】

管理指標	単 位	平成21年度	平成26年度	備 考
施業が行われた民有林の面積	ha	665	850	
地域材利用量の割合（地域材利用量/地域材発生量）	%	82.0	（平成27年度） 91.5	
耕作放棄地面積の割合（耕作放棄地面積/農地面積）	%	0.4	（平成25年度） 0.1	

### 【参考指標】

○ 河川に遡上する鮭の回帰率
○ 市内で確認されるガンカモ類の飛来数

※参考指標は盛岡の環境の特徴を把握するために設定するものであり、進行管理の指標ではありません。

### 3 快適で心豊かに暮らせるまち

#### 【基本目標】

#### (1) 緑や自然とのふれあいを促進する

花や緑は、人間への安らぎ、清浄感、季節感、動物の生息環境の確保など多様な要素を持っており、私たちの生活に重要な役割を果たしています。一方、ライフスタイルの変化や都市化の進行に伴い、緑や自然と親しんだり、自然環境の重要性や公益性、自然の多様性などを学んだりする機会が少なくなっています。

このため、身近な緑を保全するとともに、緑や自然とのふれあいや体験できる場の創出に努め、積極的に緑や自然とのふれあいを促進します。

#### (2) 魅力ある景観を保全・形成する

山並みの眺望、田園風景や歴史的遺産の溶け込んだまち並みの景観は、私たちにまちへの親しみや誇りを感じさせます。また、歴史的・文化的遺産については、まちへの親しみや誇りを感じさせるものであり、次代へ引き継いでいく必要があります。

このため、本市に数多く存在する良好な景観を構成する要素を生かし、個性豊かで快適な景観の保全と形成に努めるとともに、歴史的・文化的環境の保存・活用に努めます。

#### 【総合的な指標】

指 標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
市民アンケート調査で「公園や街路樹などの街の中の緑が多いと思う」と答えた市民の割合	%	73.7	80.0	

#### 【管理指標】

管理指標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
市民1人当たりの都市公園等面積	m <sup>2</sup>	10.7	11.3	
街路樹のある道路延長	km	87.9	112.0	
対象となる地域活動団体のうち、花苗を配布した団体数の割合	%	58.4	63.9	
景観計画の基準に適合した建築行為等の割合（基準に適合した建築行為等の件数/届出件数）	%	100.0	100.0	

#### 【参考指標】

○ 公共空間へのハンギングバスケット設置数
-----------------------

※参考指標は盛岡の環境の特徴を把握するために設定するものであり、進行管理の指標ではありません。

#### 4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち

##### 【基本目標】

##### (1) 低炭素社会を実現し地球環境の保全に貢献する

私たちは多くのエネルギーを使うことで便利な生活を維持していますが、この生活を持続的に発展させていくためには、現在の地球温暖化をはじめとする地球環境問題に取り組んでいく必要があります。また、一人ひとりがごみの減量化やエネルギーの節約に取り組むなど、エネルギーの利用効率を高め大切な資源とエネルギーの消費を少なくするなど低炭素社会を実現するとともに、環境への負荷の少ない生活を送るよう意識的に行動していく必要があります。

このため、地域における環境保全対策を推進するとともにエネルギー消費効率の良いまちづくり、省エネルギーや再生可能エネルギーの利用への取組を進めます。

##### (2) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

現在の資源の大量消費・大量廃棄型の生活は自然の循環をさえぎり、資源の枯渇や廃棄物問題などを引き起こしていることから、資源の循環的な利用などによって環境へ与える負荷を少なくする必要があります。

このため、ごみの発生抑制・再利用・再生利用、健全な水循環の維持などへの取組を進めます。

##### 【総合的な指標】

指 標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
市域から排出される温室効果ガスの排出量の割合 [1990(平成2)年度比]	%	(平成19年度) 36.4	(平成32年度) △7.0	※平成32年度数値は未確定

##### 【管理指標】

管理指標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
太陽光発電による売電契約数	件	※ 調 整 中		
通勤時における自動車の交通手段分担率	%	62.9	60.9	
1人1日当たりのごみ排出量	g	1,032	1,000	
資源集団回収量	t	7,689	(平成28年度) 11,232	

## 5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち

### 【基本目標】

#### (1) 環境保全活動を担う人材を育成する

市民が地域の環境の現状を知り正しく理解するためには、環境に関する関心や知識を持つことが必要です。また、市民や事業者、NPO、市などが連携しながら、様々な機会をとらえて環境教育や環境学習に取り組み、環境に配慮した行動のできる人材を育成することも重要です。

このため、環境教育や環境学習を推進するとともに、市民・事業者・市が連携しながら環境保全活動を担う人材育成のための取組を進めます。

#### (2) 持続可能な社会をめざす行動を促進する

地球規模で見た場合、地球温暖化や環境破壊が進んでいる現状やエネルギー資源などは有限であるという事実から、このままでは、現在の暮らしを続けて行くことができなくなるのではないかと危ぶまれています。このような状況において、現在の暮らしを将来にわたり続けていくためには、市民一人ひとりがこれまでの暮らしを見直し、自ら考え、自分のできる範囲で環境に配慮した行動を取る必要があります。

このため、市民一人ひとりが環境に配慮し、持続可能な社会を目指すための取組を進めます。

### 【総合的な指標】

指 標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
環境に関する啓発事業への参加者数	人	19,880	30,000	

### 【管理指標】

管理指標	単位	平成21年度	平成26年度	備 考
「きれいな街づくり運動」及び「花の児童画」図画コンクールの児童参加率（参加児童数/全児童数）	%	64.0	100.0	
子ども環境モニターの参加者数	人	—	8,000	

# 余白

## 第4章 施策の展開

## 第1節 施策の体系

第3章で設定した基本目標を実現するために、次のような体系のもとで環境施策の展開を図っていくこととします。

### ■ 「めざす環境像」ごとの環境施策の体系

めざす環境像	基本目標	施策の方向
1 健康で安全に生活できるまち	(1) 自動車交通に起因する環境負荷を削減する	ア 公共交通・自転車などの利用促進 イ 低公害車の普及促進 ウ 交通流の円滑化 エ 監視体制・情報提供の充実
	(2) 産業活動に起因する環境負荷を削減する	ア 公害の防止 イ 化学物質などの対策の推進 ウ 監視体制・情報提供の充実
	(3) 日常生活に起因する環境負荷を削減する	ア 近隣型公害の防止 イ 家庭への対策の推進 ウ 監視体制・情報提供の充実
2 生物の多様性を育む自然が豊かなまち	(1) 自然環境を保全・創造する	ア 森林の保全 イ 農地の保全 ウ 水辺の保全
	(2) 生物の多様性を確保する	ア 野生動植物と人との共生 イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・創出
3 快適で心豊かに暮らせるまち	(1) 緑や自然とのふれあいを促進する	ア 緑の保全と緑化の推進 イ 身近な自然とのふれあいの促進
	(2) 魅力ある景観を保全・形成する	ア 良好な景観の保全・形成 イ 歴史的・文化的環境の保存・活用
4 資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち	(1) 低炭素社会を実現し地球環境の保全に貢献する	ア エネルギーの効率的な利用の促進 イ 再生可能エネルギー等の普及促進 ウ 低炭素型のまちづくりの推進 エ 二酸化炭素吸収源の確保
	(2) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する	ア ごみの発生抑制 イ 再利用・再生品の利用の拡大 ウ 資源回収と再資源化 エ 廃棄物の適正処理の推進 オ 不法投棄の防止と環境美化の推進
5 持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち	(1) 環境保全活動を担う人材を育成する	ア 環境教育・環境学習の推進 イ 市民・事業者・市の協働の推進
	(2) 持続可能な社会をめざす行動を促進する	ア 環境情報の収集・提供の推進 イ 環境に配慮した行動の促進



## 第2節 基本目標の実現に向けた環境施策の展開

第1節で示した施策の体系に基づき、「基本目標」ごとに次の内容を中心とした環境施策の展開を図っていきます。

### 1 「健康で安全に生活できるまち」の実現に向けて

#### (1) 自動車交通に起因する環境負荷を削減する

自動車交通に起因する環境負荷には、排出ガスを原因とする空気の汚れや交通量の増加や渋滞を原因とする騒音、振動などのほか、排出される二酸化炭素による地球温暖化への影響などがあります。

公共交通や自転車の利用促進などによる自動車交通量の削減、低公害車の普及促進、幹線道路などの基盤整備による交通流の円滑化、自動車の適正運転の普及など自動車交通からの環境への負荷の削減に取り組むとともに、公共交通機関の利用を促進し、自動車交通量の削減や交通流の円滑化を図るとともに、街路樹などの施設整備を進め、騒音・振動の低減に努めます。

#### ア 公共交通・自転車などの利用促進

- (ア) 「※もりおか交通戦略」の考え方に基づき、※ゾーンバスシステムの改善や駅へのアクセス性を高めるなど、各地域と中心市街地を結ぶ公共交通軸の充実・強化により、公共交通機関の利用を促進し自家用車利用からの転換を図ります。
- (イ) 中心市街地における歩道や自転車走行空間を拡充し、徒歩や自転車での回遊性を図ります。また、中心市街地の回遊に適したバスの導入について検討します。
- (ウ) 自転車利用の多い主要な地区において、自転車走行空間の確保や自転車駐輪場の整備等により、自転車利用環境を改善し自転車の利用促進を図ります。
- (エ) ※ユニバーサルデザインによる誰もが利用できる安全で快適な歩行者空間の整備を図ります。

#### ※ もりおか交通戦略

市総合交通計画の方針を受け、これまで取り組んできた将来道路網計画や公共交通施策からの課題を背景としながら、概ね10年後を目標とする、公共交通や自転車の利用促進及び中心市街地の活性化を支えるために重点的に取り組む交通施策の立案などを策定の目的とする計画。

#### ※ ゾーンバスシステム

一定の広さを持った地区内を循環しながら利用者を集め、鉄道駅やバスターミナルなどにおいて基幹路線への乗り換えを図るバス運行形態。

#### ※ ユニバーサルデザイン

障害者のため、高齢者のためという特別なデザインではなく、すべての人が使いやすく利用されやすい差別のないデザイン。

## イ 低公害車の普及促進

- (ア) ※低公害車など環境負荷の少ない自動車についての情報提供などを進め、環境への負荷の少ない自動車の普及に努めます。
- (イ) アイドリングストップ運動や※エコドライブの促進など自動車の適正運転の普及に努めます。
- (ウ) 電気自動車の普及に必要な基盤整備の方法やその普及方法などについて調査を行い、普及に向けた具体策について検討を行います。

## ウ 交通流の円滑化

- (ア) 幹線道路や橋梁の整備、交差点改良、踏切拡幅、道路と鉄道との立体交差など基盤整備を進め、交通流の円滑化に努めます。
- (イ) 違法駐車防止の指導や啓発を図り、交通流の円滑化に努めます。
- (ウ) 幹線道路沿道において、緩衝帯としての機能を担うような土地利用の誘導を図るなど、後背地の居住環境の保全に努めます。
- (エ) 街路樹、緩衝緑地や遮音壁など騒音・振動などを低減させるための施設整備に努めます。
- (オ) 低騒音舗装、高架裏面吸音板など道路構造の改良に努めます。
- (カ) ノーマイカーデーの設定や時差出勤の実施などを進め、交通渋滞の緩和を図り、交通流の円滑化に努めます。
- (キ) 物流拠点の整備などにより物流の合理化を図り、交通流の円滑化に努めます。

## エ 監視体制・情報提供の充実

- (ア) 大気環境について監視体制の整備を進めます。
- (イ) 酸性雪調査などの継続的測定を実施します。
- (ウ) 大気環境測定データを、市のホームページなどで積極的に公表します。

### ※ 低公害車

環境庁では、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、ハイブリッド自動車の4種類としている。

### ※ エコドライブ

自動車などを利用する際に、運転技術など誰でも実行できる手段で燃費を向上させようとする燃費向上施策であり、環境省では、「1. ふんわりアクセル」「2. 加減速の少ない運転」「3. 早めのアクセルオフ」・・・など「エコドライブ10のすすめ」として普及・推進している。

## (2) 産業活動に起因する環境負荷を削減する

産業活動に起因する環境負荷については、事業場などからの騒音・振動や悪臭のほか、河川などへの排水による水質の汚濁や有害物質の地下水への浸透などがあります。

事業場からのばい煙などによる大気汚染や悪臭、騒音・振動を低減させるための指導を行うほか、大気環境や騒音・振動に対する監視体制の充実などを図ります。また、事業場に対して排水対策の指導や有害物質を含む水の地下浸透の防止などの指導を進めるほか、水環境について監視体制の充実を図ります。

### ア 公害の防止

- (ア) 大気汚染防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，事業場からのばい煙の発生抑制などの指導を進めます。
- (イ) 悪臭防止法に基づき，事業場からの悪臭の防止について，指導を進めます。
- (ロ) 騒音規制法，振動規制法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，事業場，建設作業などにおける騒音・振動の防止の指導を進めます。
- (ハ) 土壌汚染対策法，水質汚濁防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，土壌汚染の調査・対策等の指導，汚染情報の管理を行います。
- (ニ) 水質汚濁防止法，県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例に基づき，排水の適正管理の指導を進めます。
- (ホ) 水質汚濁防止法に基づき，地下水質の汚濁防止の指導を進めるほか，地下水の水質の監視を行います。
- (ヘ) 工場の移転による集団化・集約化を図ります。
- (ヘ) 協定などにより事業場の公害防止を図ります。
- (ケ) 水質汚濁や土壌汚染が発生しないよう，有害物質を使用している事業場に対する監視を行います。
- (コ) 苦情が寄せられた事業場に対しては公害防止設備の設置等の指導を進めます。
- (カ) 低毒性農薬の使用や農薬使用量の削減など農薬や化学肥料の適正使用の啓発に努めます。
- (シ) 畜産業者に対して堆肥からの地下浸透の防止の指導を進めます。
- (ス) 河川への油流出事故などの未然防止について啓発を進めます。

## イ 化学物質などの対策の推進

- (ア) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、焼却炉などから発生するダイオキシン類の排出抑制のため監視や指導を進めます。
- (イ) ※アスベストの適正処理に関する啓発を進めます。
- (ウ) 低毒性農薬の使用や農薬使用量の削減など農薬の適正使用の啓発に努めます。
- (エ) 環境ホルモンなどの健康への影響が懸念される化学物質について、情報の収集や市民への情報提供を進めるとともに、国などへ調査研究の推進を要請します。

## ウ 監視体制・情報提供の充実

- (ア) 有害化学物質について、適正な監視箇所、測定項目による監視を行います。
- (イ) 水環境について県と連携し、監視箇所や監視項目の充実を図ります。
- (ウ) 騒音・振動について監視体制の充実を図ります。
- (エ) 光害、電磁波に関する情報収集を進めます。

---

### ※ アスベスト

石綿。熱に強いこと、電気を通しにくいことから建築資材として使用されたが、吸引すると肺疾患を引き起こしたり肺癌の原因となることから、昭和55年以降建築材として使用されていない。

(3) 日常生活に起因する環境負荷を削減する

日常生活に起因する環境負荷には、生活排水による水質の悪化や日常生活における近隣騒音、振動、悪臭などがあります。

洗剤の適正使用などの生活排水対策の普及や污水处理施設の整備を進めるほか、騒音に対する意識の啓発を図るなど、日常生活に起因する環境負荷の削減に努めます。

**ア 近隣型公害の防止**

- (ア) 洗剤の適正使用など生活排水対策の普及・啓発を進めます。
- (イ) アスベストの適正処理に関する啓発を進めます。
- (ウ) 日常生活における騒音や悪臭の防止など、近隣型公害に対する意識の啓発に努めます。
- (エ) 日照障害、電波障害などの未然防止を図るため、中高層建築物などの建築における事前指導を行います。

**イ 家庭への対策の推進**

- (ア) 日常で使用する除草剤などの適正使用の啓発を進めます。
- (イ) 河川への油流出事故などの未然防止について啓発を進めます。
- (ウ) 污水处理施設の整備を進めます。

**ウ 監視体制・情報提供の充実**

- (ア) 光害、電磁波に関する情報収集を進めます。
- (イ) 有害化学物質について、適正な監視箇所、測定項目による監視を行います。

## 2 「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」の実現に向けて

### (1) 自然環境を保全・創造する

森林や農地は生産活動の場であるとともに、多くの生物の生息・生育場所であるほか、二酸化炭素の吸収、水源かん養、保水機能などの多くの環境保全機能を有している貴重な財産です。このことから、土地利用の適正化や森林の適正管理を進めるなど森林の保全を図るとともに、農業経営の安定化や環境に配慮した水利施設の整備に努めるなど農地の保全を図ります。また、健全な河川生態の維持・回復を進め、緑の創出に努めるなど水辺の保全を図ります。

#### ア 森林の保全

- (ア) 貴重な自然植生などの保全の方法について研究します。
- (イ) 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を進め、森林の保全を図ります。
- (ロ) 水源かん養機能などの多様な公益的機能を恒久的に発揮させるため、間伐や再造林など森林の適正な管理及び支援を進めます。
- (エ) 市産材の利用を図り森林を適切に保全するため、市産材利用を推進するための具体策について検討します。
- (オ) ※複層林施業や※長伐期施業の導入など、森林の保全に配慮した林業生産活動の促進を図ります。
- (カ) 森林巡視体制の整備などにより森林火災など森林被害の防止に努めます。
- (キ) 生活基盤の整備などによる山村集落の定住化の促進を図ります。
- (ク) 森林の持つ保水能力の維持・向上のため、森林の適切な維持管理に努めます。
- (ケ) 水道水源の保全を目的とする制度について研究を進めます。

#### ※ 複層林施業

垂直方向に階層の異なった樹冠を有する森林のことを複層林といい、複数の層が同時に存在する利点を生かして森林を管理する施業のことを複層林施業という。具体的には、すべての樹木を伐採して林地を裸地化する皆伐施業とは対照的に、層ごとに多段階に分けて伐採し管理を行う方法のことをいう。

#### ※ 長伐期施業

更新から主伐までの期間（伐期）の長い森林施業のことで、日本では60年以上の場合を長伐期と呼ぶことが多い。長伐期施業は、高質の木材を収穫しやすく、また森林生態系を長く保持するため、生物多様性や表土保全などの面でも優れた手法である。

## イ 農地の保全

- (ア) 土地利用の適正化により集团的優良農地を確保します。
- (イ) 土地の利用集積を進めることによって農業経営安定化を図るとともに、農地の有効活用を進めます。
- (ウ) 家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、生態系や自然環境に配慮した環境保全型農業経営を推進します。
- (エ) 農地の適切な維持管理などにより保水能力の維持・向上に努めます。
- (オ) 污水处理施設などの生活基盤の整備による農村集落の定住化の促進を図ります。
- (カ) 農用地内の用排水路などの水利施設の整備に当たっては、環境に配慮するよう努めます。

## ウ 水辺の保全

- (ア) 河川や湖沼周辺の自然を保護する意識の高揚を図ります。
- (イ) 多様な生物が生育できる水辺づくりや水質浄化機能の向上を図るため、河川や水路の整備に当たっては、多自然型工法<sup>(※)</sup>など環境に配慮した工法を採用します。

## (2) 生物の多様性を確保する

多様な生態系が維持されるためには、森林、農地、水辺など野生動植物の生息・生育環境が良好な状態で維持されるとともに、その連続性を確保する必要があります。野生動植物の保護を進めるとともに、緑と水のネットワークの形成を進め、生物の多様性の確保を図ります。

### ア 野生動植物と人との共生

- (ア) 希少野生動植物の保護を図るため、関係機関と連携し、生息・生育環境の保全・再生を進めるとともに、開発事業者に対し、自然環境への配慮に関する指導を行います。
- (イ) 既存生態系の維持を図るため、外来種による被害対策を推進します。
- (ウ) 野生鳥獣と人との「すみ分け」を基本とする対策を推進し、農作物や生活環境への被害を防止するなど、野生鳥獣との適切な関係の構築に努めます。
- (エ) 鳥獣保護区等の設定については、関係機関と連携して適切に設定します。
- (オ) 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、野生動植物の把握や保護に努めるとともに、野生動植物の保護に関する啓発を行います。

### イ 野生動植物の生息・生育環境の保全・創出

- (ア) 動植物の生息・生育環境が孤立しないよう水と緑のネットワークの形成に努めます。
- (イ) 渡り鳥が活動する河川、湖沼、水田などの保全に努めます。
- (ウ) 開発行為等に当たっての自然環境への配慮の促進を図ります。
- (エ) 河川や水路の整備に当たっては、多自然型工法など水辺の環境の保全や緑の創出に配慮した工法を採用します。
- (オ) 環境保護地区などの新たな指定や拡大について検討するとともに、その維持管理の支援を行います。
- (カ) 動植物の生息状況などの調査を継続的に実施し、生息・生育環境の状態の把握に努めます。



### 3 「快適で心豊かに暮らせるまち」の実現に向けて

#### (1) 緑や自然とのふれあいを促進する

市街地における緑を保全し緑化の推進を図るため、「緑の基本計画」に基づき公園や緑地の保全や整備を進めるほか、緑や自然とのふれあいを促進するため、森林公園や親水空間の創出・整備に努めるなど、自然を体験できる場の創出を推進します。

#### ア 緑の保全と緑化の推進

- (ア) 「※緑の基本計画」に位置付けられている施策を推進し、緑の保全と緑化の推進を図ります。
- (イ) ※風致地区などの指定により、良好な緑の保全に努めます。
- (ウ) 環境保護地区、保護庭園などの新たな指定や拡大について検討するとともに、その維持管理の支援を行います。
- (エ) 緑地協定の締結を促進し、緑豊かな住宅地の形成に努めます。
- (オ) 自治会等へ花苗を支給し公園等の緑化美化を進めます。
- (カ) 道路に面する住宅の敷地内に生けがきや樹高3m以上の樹木を植栽する場合、樹木購入費の一部の助成を行い民有地の緑化を進めます。
- (キ) 街路樹や緑地帯による道路緑化、公共施設の緑化を進めます。

#### イ 身近な自然とのふれあいの促進

- (ア) 森林公園や自然観察林などの野外レクリエーション施設や自然散策路など緑や生き物とのふれあいの場の創出・整備に努めます。
- (イ) 河川やダム湖周辺などの親水空間の創出・整備に努めます。
- (ウ) 自然とのふれあいの場として、また農作業の体験の身近な場として市民農園や学校農園の開設を支援します。

---

※ 緑の基本計画

平成13年度に策定された都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基本的な方針を定める計画。

※ 風致地区

「都市計画法」に基づき定めることができる地域地区のうち、都市の風致を維持することを目的として定める地区。

## (2) 魅力的な景観を保全・形成する

山並みの眺望，田園風景や歴史を感じさせるまち並みなど，良好な景観を構成する要素を生かしながら，景観地区・地区計画・建築協定などを活用し，建築物等の良好な景観形成を促進するほか，自然環境と歴史的環境が調和した盛岡らしい景観の保全・形成に努めます。

### ア 良好な景観の保全・形成

- (ア) 景観法に基づく届出審査を通じて，※景観計画の景観形成指針に則し，建築物や工作物の景観形成を促進します。
- (イ) 屋外広告物条例及び景観計画の基本方針に則し，良好な屋外広告物の景観形成を促進します。
- (ウ) 土地利用計画に基づく土地利用の適正化を図るなど森林や農地の保全に努め，山並みや田園景観を保全します。
- (エ) ※景観地区・※地区計画・建築協定などを活用し，歴史的なまち並み等，景観上重要な地区の良好な景観の形成を促進します。
- (オ) 歴史的建造物などの歴史的景観と調和したまち並みの形成に努めます。
- (カ) 公共施設については，デザインや色彩などに配慮し，良好な景観の形成を推進します。
- (キ) 景観についての表彰制度の充実，シンポジウムの開催など景観形成への啓発を進めます。
- (ク) 電線類の地中化の促進を図ります。

### イ 歴史的・文化的環境の保存・活用

- (ア) 歴史的・文化的遺産について，文化財や景観重要建造物等の指定を進めるとともに，維持管理の支援を行います。

#### ※ 景観計画

景観法第8条に定める良好な景観の形成に関する計画であり，景観計画の区域，良好な景観の形成に関する方針，良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項，景観重要建造物および景観重要樹木の指定の方針等を定めるもの。

#### ※ 景観地区

「景観法」に基づき，市街地の良好な景観の形成を図るため，建築物の形態意匠の制限，高さの最高限度等に係る事項を定め，都市計画の地域地区となる制度。

#### ※ 地区計画

「都市計画法」に基づき，建築物の形態や道路などの公共施設の配置などからみて一体的な区域において，その特性にふさわしい良好な環境を整備し保全するための計画。

#### 4 「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」の実現に向けて

##### (1) 低炭素社会を実現し地球環境の保全に貢献する

私たちの便利で快適な生活や事業活動を支えているエネルギーの多くは、石油、石炭などの化石燃料を原料としています。これを消費することによって排出される二酸化炭素は、地球温暖化に密接に関係しています。また、エネルギー資源は有限であり、エネルギー消費による環境への負荷の低減を図る必要があります。

これらのことから、コンパクトな市街地を形成し、公共交通機関や自転車の利用促進を図るほか、低燃費車などの普及に努め、エネルギー消費効率の良いまちづくりや省エネルギーへの取組を進めるとともに、再生可能エネルギー利用を進めます。

さらに二酸化炭素を吸収する機能のある森林の保全など、緑を守り育て増やす施策の推進を図り、低炭素型社会の実現を目指します。

##### ア エネルギーの効率的な利用の促進

- (ア) 公共施設では高断熱・高气密で自然採光や通風に配慮した建築物の導入を図るとともに、\*高効率照明器具や空調設備の高効率化を進めるなど、省エネルギー化を推進するほか、その普及に努めます。
- (イ) 住宅については、高断熱住宅や断熱改修など、住宅の高断熱化の普及に努めるとともに、省エネルギー設備・機器の普及に向けた具体策について検討します。
- (ウ) 節電や冷暖房の設定温度の適正化など省エネルギー型の生活の工夫について、情報を提供するとともに、意識の改革を促します。
- (エ) 低燃費車などエネルギー消費の少ない自動車についての情報提供などを進め、エネルギー消費の少ない自動車の普及に努めます。
- (オ) アイドリングストップ運動やエコドライブの促進など自動車の適正運転の普及に努めます。
- (カ) 二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減のため、交通面なども含め、資源・エネルギーの有効利用を進め、今までの生活様式の見直しについて意識の改革を促します。

\* 高効率照明器具

高効率照明器具とは、光源、点灯装置、器具本体それぞれの効率を高めた器具を指し、具体的には、高効率蛍光灯、高効率LED照明、有機ELなどの普及が期待されている。

## イ ※再生可能エネルギー等の普及促進

- (ア) 太陽光発電システムや太陽熱利用などの太陽エネルギーの公共施設での導入を進めます。
- (イ) ペレットストーブやペレットボイラー、チップボイラーなどの公共施設での導入を推進し、木質バイオマスの利用を進めます。
- (ロ) 再生可能エネルギーの最新技術の動向などの情報を提供し、普及に努めます。
- (ハ) 再生可能エネルギーの導入や設備の設置を推進するための具体策について検討します。

## ウ 低炭素型のまちづくりの推進

- (ア) 再開発などの事業により、商業機能、業務機能、居住機能など複合的機能を適正に集積することにより、都市活動でのエネルギーの消費を抑制します。
- (イ) 各地域と中心市街地を結ぶ公共交通軸の充実・強化を図りコンパクトな市街地形成を目指すとともに、公共交通機関の利用促進により自家用車利用の削減を図ります。
- (ロ) 中心市街地や自転車利用の多い地区などで、自転車で移動しやすい環境を整備し自転車利用の促進を図ります。
- (ハ) 電気自動車の普及に必要な基盤整備の方法やその普及方法などについて調査を行い、普及に向けた具体策について検討を行います。
- (ニ) ノーマイカーデーの設定や時差出勤の実施などを進め、交通渋滞の緩和を図り、交通流の円滑化に努めます。
- (ホ) 物流拠点の整備などにより物流の合理化、円滑化に努めます。
- (ヘ) 道路などの基盤整備を進め、交通流の円滑化に努めます。
- (ヘ) 違法駐車防止の指導や啓発を図り、交通流の円滑化に努めます。
- (コ) 市、県、関係業界との役割分担と協力のもとに、オゾン層破壊の原因物質であるフロンなどの回収・破壊を進めます。

### ※ 再生可能エネルギー

再生可能エネルギーとは、太陽光発電、風力発電、廃棄物燃料製造、廃棄物発電、廃棄物熱利用、温度差熱利用、太陽熱利用、バイオマス発電、バイオマス熱利用、バイオマス燃料製造、雪氷熱利用、などの新エネルギーに水力発電、地熱発電、波力発電、海洋温度差熱発電を加えたエネルギーを言う。

## エ 二酸化炭素吸収源の確保

- (ア) 森林等の緑の保全と創出による二酸化炭素吸収源の保全及び強化に関する対策を進めます
- (イ) 森林の持つ二酸化炭素の吸収機能を高度に発揮させるため、森林の適正な管理を進めるとともに、適正管理のための支援を進めます。
- (ウ) 公共施設の改築や新築に当たっては、\*盛岡市木材利用推進方針に基づき可能な限り木造とするなど、街に\*第二の森をつくり二酸化炭素の固定化に努めます。

---

### \* 盛岡市木材利用推進方針

市産材の利用を図り、林業・木材産業の活性化と森林の公益的機能の維持増進や市民の市産材の利用を推進していくことを目的として策定した方針。

### \* 第二の森

一般的な森林を「第一の森」とすると「第一の森」から生産される木材を利用して建築された木造建築物が集合している状態を森に例えて「第二の森」と表現しているもの。樹木は、大気中の二酸化炭素を吸収して炭素を幹や枝などに蓄えることで二酸化炭素を固定しており、「第二の森」は樹木が吸収した二酸化炭素を長期間にわたって街に固定しておくことが可能である。

## (2) 資源の循環的利用とごみの減量化を推進する

環境に与える負荷を少なくするため、ごみを減量し、資源の循環的な利用などを進める必要があります。廃棄物問題は、資源やエネルギーの消費、地球環境問題などに関係していることから、ごみの分別を徹底し資源化を進めるとともに、発生を抑制するための仕組みづくりを進め、製品の再利用や再生品の利用の拡大のための啓発活動、資源回収と再資源化を進めます。

### ア ごみの発生抑制

- (ア) 市民・事業者・市それぞれのごみの発生抑制、再使用、再生利用の責務を明確にし、体系的、具体的な行動計画を策定します。
- (イ) 使い捨て型の消費生活を見直し、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を重視した生活への転換を促進します。
- (ウ) ごみの排出抑制効果を勘案したごみ処理に係る費用負担のあり方について研究を進めます。
- (エ) 飲料容器がごみとして排出されるのを抑制し、製造業者、販売業者、消費者それぞれの責務で循環するよう、\*デポジット制の導入を国などに働きかけます。
- (オ) 大規模事業所に係る一般廃棄物の減量が推進されるよう指導を強化するほか、自営業などの中小事業所のごみ減量とリサイクルの指導を進めます。
- (カ) ごみ減量とリサイクルに積極的に取り組んでいる流通・サービス業などの店舗や事業所を推奨し、取組の底辺の拡大を図ります。
- (キ) 長期間にわたり居住が可能な耐久性の高い住宅の普及啓発に努めます。

\* デポジット制

飲料容器の回収方法のひとつ。飲料を売るときに預かり金を上乗せし、容器を返す時に戻す制度。

## イ 再利用・再生品の利用の拡大

- (ア) ※エコマーク商品や※グリーンマーク商品の普及を図ります。
- (イ) 再生品などを積極的に取り扱う小売店を推奨し、普及・啓発に努めます。
- (ウ) フリーマーケットの開催の支援や情報の提供などを行い、定期的にフリーマーケットが開催される環境づくりを進めます。
- (エ) コンポスト容器や※リサイクルコンポストセンターでの堆肥化を進め、家庭から出る生ごみの再利用を促進します。
- (オ) ※リターナルびんや詰め替え商品の利用を促進します。
- (カ) 市営の集合住宅から出る生ごみの共同処理など、生ごみの減量・資源再利用の方向性について研究を進めます。
- (キ) 木材や木製品の利用拡大やコンクリート廃材、建設残土などの再利用を進めます。

## ウ 資源回収と再資源化

- (ア) 資源回収活動の支援やリサイクル事業者への助成を進め、資源回収活動の活性化を図ります。
- (イ) 資源の店頭回収への支援や市民への周知・啓発に努め、小売店舗で行う資源の店頭回収の拡大を図ります。
- (ウ) 事業所に対して紙類や缶、びんなどの資源化を働きかけます。
- (エ) 回収した資源の流通が停滞しないような仕組みづくりを国などに働きかけます。
- (オ) 収集した資源ごみを保管し、引き渡すための施設を整備します。

※ エコマーク商品

古紙を利用した再生品に付けられるマーク。

※ グリーンマーク商品

資源を再利用したり、環境汚染を抑える工夫をするなどの、環境への負荷の少ない、あるいは環境の改善に役立つ商品を示すマーク。環境庁の指導のもとに（財）日本環境協会が認定事業を実施している。

※ リサイクルコンポストセンター

盛岡・紫波地区環境施設組合の設置する生ごみ処理施設。主に旧都南地区から分別収集される生ごみを堆肥化している。

※ リターナルびん

牛乳びんやビールびんなどのように、飲み終わったら販売店に返し、洗浄して繰り返し使われるガラス容器。

## エ 廃棄物の適正処理の推進

### ①ごみの処理

- (ア) ごみの適正排出について周知・啓発を強化するなど、分別の徹底を図ります。
- (イ) ごみの処理に当たっては、処理施設からの排ガスの性状や放流水の水質に係る検査を徹底するなど、ダイオキシン対策はもとより公害の防止に努め、周辺環境の保全に配慮しながら適正処理を進めます。
- (ウ) 自動車のタイヤなど適正処理が困難な一般廃棄物について、市民及び事業者との協力体制を構築するなどして適正処理の確保に努めます。
- (エ) 産業廃棄物の適正処理が推進されるよう指導するとともに、県との情報交換を進めます。

### ②し尿の処理

- (ア) し尿・浄化槽汚泥については、関係一部事務組合との連携を図りながら、適正処理を進めます。

## オ 不法投棄の防止と環境美化の推進

- (ア) 不法投棄を防止するため、パトロールを継続するとともに、看板の設置などによる啓発を進めます。
- (イ) 民間団体による自主的な環境美化活動への支援を進めます。
- (ウ) 公共の場所などの清潔の保持など市民の環境美化意識を高揚させるための啓発を行い、全市的な環境美化活動の実施と定着を進めます。
- (エ) たばこの吸い殻などのごみのポイ捨て防止のために、歩道に表示を行うなど、マナー向上の啓発に努めます。
- (オ) ごみ集積場所の適正な管理に努めます。



## 5 「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」の実現に向けて

### (1) 環境保全活動を担う人材を育成する

市民や事業者が環境の保全と創造に対する理解を進め、環境に配慮した行動を促進するため、将来を担う子供たちから大人までを含めた環境教育・環境学習を推進します。また、市民・事業者・市が連携しながら環境保全活動を担う人材育成のための取組を進めます。

#### ア 環境教育・環境学習の推進

- (ア) 環境体験学習施設など環境学習拠点の整備を図ります。
- (イ) 環境教育副読本を発行するなど、小中学校での環境教育への支援を進めます。
- (ウ) 自然観察会、水生生物調査、星空観察会、※こどもエコクラブ活動などの体験型環境学習を進めます。
- (エ) 公民館などでの環境講座の開催による環境学習に接する機会の提供に努めます。
- (オ) 環境教育・環境学習プログラムの研究・開発を進めます。
- (カ) 環境教育・環境学習指導者の養成と人材情報の整備を進めます。
- (キ) 環境人材育成プログラムの研究・開発を進めます。

#### イ 市民・事業者・市の協働の推進

- (ア) 情報や器材の提供や交流を通じて環境に関するボランティア活動や※NPO活動を支援するとともに、協力と連携を促進します。
- (イ) 林業体験イベントや育樹祭などの開催、市民農園や農産物などの産直施設の整備などにより農林業の重要性への理解を得るための啓発を図るとともに、人的交流の促進を図ります。
- (ウ) 環境に関わる人材の育成を進めるため、市・大学・事業者・NPOなどの連携を進めます。
- (エ) 環境啓発イベントや環境学習の場を通じて、市民・事業者・市・NPOなどが互いの環境に関わる活動や課題を学びあうなど、情報や人的交流の促進を図ります。

※ こどもエコクラブ

子ども達が主体的に行う環境学習や環境の保全活動を支援することを目的とした環境庁の事業に登録した、地域において環境に関する取組を行う数人から20人程度の小・中学生のグループ。

※ non-profit organization の略称。民間非営利団体。

(2) 持続可能な社会をめざす行動を促進する

環境情報を収集整理し、分析評価するとともに、市民や事業者などが利用しやすいよう、最新で正確な情報の発信を進めます。また、市民や事業者一人ひとりが市民生活や事業活動の中で環境負荷の少ない行動をとることを促進し、将来に向けて持続可能な社会を目指します。

**ア 環境情報の収集・提供の推進**

- (ア) 環境モニターによるモニター項目の充実を図ります。
- (イ) 年次報告書や環境情報誌を定期的に発行するほか、市のホームページで大気、水、動植物など環境情報の提供を推進します。
- (ウ) 県の環境学習交流センターと連携して環境情報の発信などを行います。

**イ 環境に配慮した行動の促進**

- (ア) 市が率先して環境マネジメントシステムに取り組むとともに、事業者に対して環境マネジメントシステムの普及を促進します。
- (イ) エコマーク商品の利用など環境に配慮した生活を送る消費者（グリーンコンシューマー）を増やすための啓発を進めます。
- (ウ) エコマーク商品など環境保全型商品の普及に向けた啓発を進めます。
- (エ) 低農薬・有機農産物、農地の存続や流通段階のエネルギー消費の削減に寄与する地場産品の普及に向けた啓発を進めます。
- (オ) 環境に配慮した暮らしや活動について情報の提供を進めるとともに、市民参加による実践活動の推進を図ります。
- (カ) ＊E S D（持続可能な開発のための教育）の考え方を普及するとともに、環境に配慮した暮らしや行動を促進します。
- (キ) 家畜排せつ物等の有効利用によるたい肥等の施用や化学肥料・農薬の使用の低減を図り、環境保全型農業、簡易包装の推進など事業者としての環境に配慮した活動を促進するための啓発を進めます。
- (ク) 市産材の安定した供給や木材利用を推進するため、市民と事業者のネットワークの整備を図ります。
- (ケ) 企業、団体、学校等の事業者が公表する環境報告書について、制度の周知と普及を図ります。

＊ E S D

Education for Sustainable Developmentの略称「持続可能な開発（発展）のための教育」の略。日本が国連に提案し、採択された取組。社会的課題を考え、解決をしていくために学び、行動を起こしていく取組をいう。E S Dにおける「開発」は、いわゆる土木工事などの開発をさすものではない。E S Dは、国によって取組に違いがあり、先進国では、環境、ジェンダー、国際理解が中心であるが、途上国では貧困、エイズ、紛争などが重要な課題として取組まれている。

### 第3節 積極的に取り組む項目

市では、これまで市民や事業者などの協力を得ながら、生活環境や自然環境の保全、快適環境の創造、地球環境への貢献など、多岐にわたる施策に取り組んできました。その結果、市域の環境は概ね良好な状況で保全されていると言えます。私たちは、この豊かで良好な地域環境を将来にわたって守り、育み、引き継いでいく必要があります。

一方、環境を取り巻く状況の変化や時代の変化などにより、新たに取組まなければならない課題が整理されています。その課題に取り組むため、これまでのようにすべての施策を同じように進めるのではなく、前期計画で概ね達成された施策については従来の取組を継続するととどめ、次の項目を積極的に取り組むこととします。

#### (1) 環境保全活動を担う人材の育成と行動の促進

人の考え方や行動が環境に大きな影響を与えることから、将来にわたって現在の環境を守り引き継いでいくためには、環境に対する正しい理解と知識を持ち、自ら考え、適切な行動を取ることのできる市民が育つことが重要です。このことから、環境教育や環境学習を推進し、市民や事業者の環境保全意識を高め、環境施策を推進する土台づくりを推進します。

環境教育・環境学習の推進とともに、環境保全活動の実践に係わる人材の育成のため、市、市民、事業者、大学、NPOなどの各種団体などが協力・連携しながら、環境保全活動に取り組んでいくための仕組づくりを進め、情報の共有や人材の交流を図るなど、環境保全活動を担う人材を育成する環境づくりを推進します。

#### (2) 低炭素社会の実現と資源の循環利用の推進

地球規模での環境問題として、温室効果ガスの削減が重要な課題となっています。平成21年に開催された気候変動サミットにおいて、日本は各国の協力体制が整うことを条件に平成32年（2020年）までに平成2年（1990年）比で25%の温室効果ガスを削減することを明言しました。これを受け、市においても温室効果ガス排出量の削減目標を定め、目標達成に向け積極的に取組を推進し、低炭素社会の実現を図ります。

化石燃料の大量消費は地球温暖化の大きな原因であり、これらの資源やエネルギーには限りがあります。このことから、地球温暖化の防止に貢献するとともに現在の暮らしを将来にわたって続けていくため、大量消費、大量廃棄を前提とした生活様式を見直し、ごみの発生抑制、再生可能なものの活用、資源の再利用・再生利用といった循環的な利用やエネルギーの有効利用を推進し、将来にわたって持続可能な社会の実現を目指します。

# 余 白

## 第5章 環境に配慮する上での指針

本市の「めざす環境像」を実現し、良好な環境を将来の世代に引き継ぐためには、市は第4章に示した環境施策を推進していくとともに、事業者・市民がそれぞれの立場で公害を防止し、自然環境を保全していくことはもとより、自主的かつ積極的に環境への負荷の低減を目指した取組が必要となります。このことから、第1節においては事業者・市民それぞれが環境に配慮する上での指針を示します。

また、環境行政においては開発と保全との調整が重要であることから、第2節においては土地利用に当たっての環境に配慮する上での指針を区域別、開発事業種別に示します。

なお、事業者が環境に配慮する上での指針は、事業者としての市の活動についても適用されるものであり、また、市民が環境に配慮する上での指針は、消費者としての市や事業者も配慮すべき事項です。

## 第1節 主体別の環境に配慮する上での指針

私たちは、事業活動や日常生活を通じて、資源やエネルギーを消費し、廃棄物を排出するなど、様々な形で環境に負荷を与えています。このため、私たちがそれぞれの役割に応じて、自主的かつ積極的に環境の保全と創造に向けた取組を事業活動や日常生活の中で行っていく必要があります。

ここでは、事業者・市民が事業活動や日常生活を営む上での指針を示します。

### 1 事業者が環境に配慮する上での指針

事業者の指針について、「めざす環境像」ごとに示します。

#### (1) 「めざす環境像」ごとの指針

事業者には、資源やエネルギーの使用段階・廃棄段階での公害の防止、有害な化学物質の安全対策を図ることはもとより、ごみの発生抑制や資源の循環的利用、エネルギーの有効利用など環境への負荷の低減をめざした取組が求められています。また、事業者の立場からの環境保全活動への参加・協力・支援などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

ア 「健康で安全に生活できるまち」をめざして

- (ア) ハイブリッド車や天然ガス車などの低公害車や低燃費自動車の導入に努める。
- (イ) 公共交通機関の利用を進めるとともに、自動車の使用に当たっては、効率的な運行に努め、エコドライブや駐車時のアイドリングストップの実施など適正運転に努める。
- (ウ) 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるように配慮する。
- (エ) 事業場などから発生する大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などのどの公害を防止するため、定められた防止対策を実施するとともに、

周辺の環境への影響をより低減させるよう努める。

- (オ) 融雪剤の使用に当たっては、種類や使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- (カ) 音響設備や拡声器は、適度な音量で使用し、適切な防音設備の設置に努める。  
また、冷暖房の室外機は、適切に配置し、防音設備の設置に努める。
- (キ) 廃棄物に対する責任は、排出事業者にあることを自覚し、廃棄物の分別の徹底を図るとともに、産業廃棄物については、マニフェスト<sup>(※)</sup>を使用し、最終処分方法など産業廃棄物が適正に処理されたことを確認する。
- (ク) 店舗など周辺でのごみの散乱を防止し、環境美化に努める。
- (ケ) 有害な化学物質を保管・使用している事業場においては、災害・事故発生に備えた安全対策やその保管・使用などにおける適正な管理を図るほか、排出削減や施設整備に努める。
- (コ) 除草剤や殺虫剤、化学肥料などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、適正使用に努める。
- (カ) 建築物などの計画に当たっては、日照障害や電波障害の影響が生じないように配慮する。
- (シ) 屋外照明の種類、位置、照明時間について、周辺環境への影響に配慮する。
- (ス) 畜産業においては、畜舎の適正管理、糞尿処理施設の設置などにより、水質汚濁や悪臭の防止を進める。
- (セ) 建設業においては、工事に伴う大気汚染、騒音、振動について、工法の工夫や適切な機械の採用により低減に努める。
- (ソ) 建設業においては、河川周辺の工事に伴う土砂や濁水の流出に注意し、下流の利水、河川における生態系などへの影響の低減に努める。
- (タ) 建設業においては、建築物などの改修・解体に当たって、アスベストの適正処理やフロンの回収・破壊を進める。
- (チ) 運輸業においては、停留所の改善、低床バスの使用などにより、利便性の向上を図り、人の移動を公共交通へ誘導するよう努める。

---

※ マニフェスト：産業廃棄物による事故や環境汚染、不法投棄などの防止のため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に定められた、廃棄物の性状や、排出・運搬・処分に関する一連の流れを管理・確認するための伝票。

イ 「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」をめざして

- (ア) 林業経営の安定と自然環境の保全のため、地域産材の使用に配慮する。
- (イ) 間伐など森林の適正な管理に努める。
- (ロ) 伐採後は植林を行うよう努める。
- (ハ) 農地の多様な公共的機能に配慮し、耕作を放棄しないよう努める。
- (ニ) 除草剤や殺虫剤などの使用に当たっては、種類、使用方法などに留意し、生態系に配慮した適正使用に努める。
- (ホ) 施設の設計に当たっては、自然の改変を最小限にとどめるよう努める。

ウ 「快適で心豊かに暮らせるまち」をめざして

- (ア) 敷地内の緑化や美化に努める。
- (イ) 建築物などの計画に当たっては、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- (ロ) 町内の美化活動、歴史・文化の保全・継承など環境の保全活動において、事業者の立場から参加・協力・支援に努める。

エ 「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」をめざして

- (ア) 用紙類の再利用や両面コピーの徹底、空き缶・空きびんなどの分別の徹底を図るなど、ごみの発生抑制、再利用に努める。
- (イ) 調度品や消耗品などは、再生品、詰め替え可能な製品、再利用できる製品などの購入に努める。
- (ロ) 宣伝用のチラシなどは、再生紙を利用するとともに、減量化に努める。
- (ハ) 製品の梱包材の材質は、再生品や再生利用の容易なものの採用に努める。
- (ニ) 敷地内の土の面を極力残すほか、透水性舗装、雨水浸透ますの設置などの工夫により地下水のかん養に努める。
- (ホ) 節水に心がけるとともに、雨水の散水利用など雨水の有効利用に努める。
- (ヘ) ハイブリッド車や天然ガス車などの低公害車や低燃費自動車の導入に努める。
- (ニ) 公共交通機関の利用を進めるとともに、自動車の使用に当たっては、効率的な運行に努め、エコドライブや駐車時のアイドリングストップの実施など適正運転に努める。
- (ケ) 原材料や部品の適切な管理、多頻度少量配送の見直し、効率的な発注・発送システムの構築を図るなど、物流の合理化と自動車交通量の抑制に努めるとともに、輸送効率を高めるよう配慮する。
- (コ) 再生可能エネルギーの利用に努めるとともに、環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努める。
- (セ) 建築物の計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。
- (ソ) 施設内の製造機械、空調機、オフィス機器、照明機具などについては、省資源、エネルギー効率などを考慮した設備の導入・更新に努めるとともに、適正な冷暖房温度の設定など効率的な利用と適切な維持・管理を進める。



- (ス) 屋外照明の種類、位置、照明時間について、周辺環境への影響に配慮する。
- (セ) 空調機や冷蔵庫などのフロン使用機器を廃棄するときには、フロンの回収・破壊を進める。
- (ソ) 建設業においては、建設資材は、再生品や再利用可能なものを使用するよう努めるとともに、型枠の使用に当たっては、熱帯産材などの輸入木材型枠の使用を減らし、再利用可能なものの使用に努める。
- (タ) 建設業においては、建設残土や建設廃棄物の減量化、有効利用を図るとともに、その適正処理に努める。
- (チ) 製造業においては、製品などの研究開発や設計の段階から、その製品が流通・消費・廃棄において人や環境に与える影響を事前に検討評価し、環境への負荷の低減、省資源、省エネルギー、リサイクル性などを考慮したものとなるよう努める。
- (ツ) 製造業においては、生産・製造工程での廃棄物の原材料への再利用、再生品の使用、省資源、省エネルギーを進める。また、使用済製品の回収体制を整備し、再生使用に努める。
- (テ) 卸売業・小売業においては、エコマーク商品や再生品、詰め替え可能な製品などの環境への負荷の少ない製品の取扱商品数を増やすよう努める。
- (ト) 卸売業・小売業においては、商品の簡易包装に努めるとともに、買い物袋などの持参を呼びかける。
- (ナ) 卸売業・小売業においては、再資源化のため、空びんや空き缶、紙パック、トレイなどの店頭回収に努めるとともに、製造業者との連携による資源回収の仕組みづくりに努める。

オ 「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」をめざして

- (ア) 自らの事業活動の環境に与える影響や環境とのかかわりについて、理解と認識を深めるため、環境教育や研修の実施に努める。
- (イ) 環境問題に対し、組織的かつ計画的な取組を進めるため、環境マネジメントシステム<sup>(※)</sup>や環境活動評価プログラム<sup>(※)</sup>の導入など体制の整備に努める。
- (ウ) 市、民間団体などが行う環境保全活動や環境学習などへの従業員の参加を促進するため、支援制度の整備に努めるほか、環境保全活動への協力に努める。
- (エ) 事業活動の中での環境に関わる情報については、市、市民、民間団体などへの提供に努める。

※ 環境マネジメントシステム：事業体が自主的に環境保全に関する方針を定め、それを構成員に周知徹底するとともに、その方針に沿った目標を立て、目標達成のための計画を作成し、その実行のための体制などを整備し、さらに取組の実行状況を監査して見直しを行うもので、この繰り返しによって取組を推進していこうとするもの。

※ 環境活動評価プログラム：環境省が策定した、事業活動が環境に与える負荷の把握方法や事業者の環境活動のチェック方法、環境保全行動計画の策定・公表などについてプログラム化したもの。

## 2 市民が環境に配慮する上での指針

ここでは、市民が日常生活を営む上での指針について、「めざす環境像」ごとに示します。

### (1) 「健康で安全に生活できるまち」をめざして

自らが健康で安全に生活できるように、日常生活において、大気や水などへの環境への負荷の低減のために公共交通機関の利用、自動車の適正使用、環境美化活動など身の回りからできることを行うようにすることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- (ア) 自動車利用に伴う環境への負荷の低減のため、近距離の場合には徒歩又は自転車での移動を、遠距離の場合には公共交通機関での移動を心がける。
- (イ) 低公害車や低燃費自動車の購入に努める。また、自動車の使用に当たっては、エコドライブや駐車時のアイドリングストップなど適正運転に努める。
- (ウ) 洗剤の適正使用など、家庭排水からの環境への負荷を減らすよう心がける。
- (エ) 公共下水道事業や農業集落排水事業の認可区域外では、合併処理浄化槽などの汚水処理施設の設置に努める。
- (オ) 音響機器などの家庭電気製品は、使用時間帯や音量に、冷暖房の室外機は、配置場所や適切な防音設備の設置に配慮し、近隣への騒音防止に努める。
- (カ) ごみの分別や排出ルールを守るとともに、空き缶やペットボトル、吸い殻などごみのポイ捨てをしないようにする。また、ペットの排泄物を適切に処理する。
- (キ) 町内の美化活動、ごみの持ち帰り、資源ごみの回収などの環境保全活動や環境学習などに参加・協力するとともに、身の回りからできる環境保全活動に取り組むよう心がける。

### (2) 「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」をめざして

自然環境や野生動植物の保護・保全活動などに参加・協力し自然への理解を深めることや、生態系の一員として自然生態系を守るように心がけることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

- (ア) 河川や森林など自然環境や野生動植物の保護・保全活動、環境学習などへの参加・協力を努め、自然への理解を深めるよう心がける。
- (イ) 河川や森林などで、ごみを捨てたり、野生動植物を傷つけたりしないようにする。
- (ウ) 地域の生態系を保全するため、ブラックバスなど移入種を河川や湖沼に放さないようにする。

(3) 「快適で心豊かに暮らせるまち」をめざして

自宅の緑化、周辺景観に調和した建築物の建設に努めるとともに、地域が有している環境の保全活動に参加・協力することが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- (ア) 生け垣の設置や庭木の植栽、ハンギングバスケットなどにより、自宅の緑化・美化に努める。また、植栽に当たっては実のなる木を植え、鳥などの野生動物にも配慮した緑化を進める。
- (イ) 建築物などの計画に当たっては、規模やデザインなどに配慮し、周辺景観との調和に努める。
- (ウ) 身近な歴史的・文化的遺産、野生動植物の生息・生育する水辺などそれぞれの地域が有している環境の保全活動に参加・協力する。

(4) 「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」をめざして

ごみを減らす生活への見直しや環境への負荷の少ない製品の利用などを行うとともに、省資源や省エネルギーに配慮した行動などに努めることが求められています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- (ア) 使い捨て型の消費生活を見直し、買い物袋を持参するなどごみをつくらない努力をするとともに、商品の購入に当たっては、エコマーク商品、グリーンマーク商品など再生品、詰め替えが可能な製品、長期間使用できる製品の購入に努める。
- (イ) 食べ物を無駄にしない、生ごみは堆肥にするなどの工夫により、生ごみの排出量を減らすよう心がける。
- (ウ) 空き缶・空きびんなどの分別収集に協力するほか、地域での資源集団回収活動やフリーマーケットに積極的に参加・協力する。
- (エ) 節水に心がけ、風呂の残り湯を洗濯に使用するなど一度使った水の再利用に努める。
- (オ) 庭に土の面を残す、雨水を溜めて散水などに利用するなどの工夫により、雨水の地下浸透や有効利用に努める。
- (カ) 近距離の場合には徒歩又は自転車での移動に、遠距離の場合には公共交通機関での移動に努める。
- (キ) 低公害車や低燃費自動車の購入に努める。また、自動車の使用に当たっては、急発進の回避、駐車時のアイドリングストップなど適正運転に努める。
- (ク) 家庭電気製品や照明のスイッチをこまめに消す、冷房温度は高めに暖房温度は低めに設定する、家庭電気製品の購入に当たってはエネルギー効率の高い製品を選択するなど省エネルギーの工夫に努める。

- (ケ) 建築物などの計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。また、再生可能エネルギー設備の導入を検討する。
- (コ) 冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコンを廃棄するときは、フロンの適正な処理を行う業者に引き渡す。
- (サ) 地球環境問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。

(5) 「持続可能な地域社会の実現に取り組む市民のまち」をめざして

私たち一人ひとりが身近な地域の環境や地球規模の環境問題について関心を持ち理解を深め、実際に環境を守るために行動することが重要になっています。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

- (ア) 私たちひとり一人の暮らし方が環境に影響を与えることを自覚し、身近な環境の状況に関心を持つように努める。
- (イ) 地球環境問題に関心を持ち、環境学習の場や機会への参加に努める。
- (ウ) 環境啓発イベントや農林業体験型のイベントへの参加に努め、環境や農林業の現状や役割について理解を深めるように努める。
- (エ) 市、事業者、環境NPOなどが発信する環境情報に興味・関心を持ち、情報に接するように努める。
- (オ) 暮らしの中で自分にできることに気づき、進んで実践するよう努める。
- (カ) 家族や友人などとの会話で身近な環境や環境問題について話題とするなど、環境に関心を持つ人の輪を広げるように努める。

## 第2節 地域特性に応じた環境に配慮する上での指針

環境行政においては開発と保全との調整が重要なテーマです。環境の保全を図るためには、地域や自然環境の特性に応じて、守るべき自然は可能な限りそのままの状態を守り、人の手を加えて維持すべき自然は健全な育成を図りつつ維持・保全を図り、必要な開発などに当たっては環境への影響を最小限に抑えるといった基本的な考え方に立つことが重要です。ここでは、事業者・市民の土地利用に当たっての指針を区域別、開発事業種別に示します。

### 1 区域別の環境に配慮する上での指針

本市は、東西を山地に囲まれ、中央部を河川が流れ、市街地や農地が広がるという地形的な特徴を有しており、市域の東西に位置する緑豊かな森林や西部・南部の農地の生産機能と田園景観、市街地を取り囲む東西丘陵地の眺望などを生かしながら、自然的土地利用と都市的土地利用の調和を図ることとしています。ここではそれぞれに異なる区域の特性を踏まえた指針を示します。

区域区分は、国土利用計画盛岡市計画の類型に従い、「都市ゾーン」、「田園居住ゾーン」、「自然保全ゾーン」の3つとします。

ここでは国土利用計画盛岡市計画に基づきながら、事業者・市民の土地利用に当たっての指針を、それぞれの区域における「めざす環境像」ごとに示します。

#### ① 都市ゾーン

都市ゾーンは、既に市街地が形成されている区域、計画的に市街地形成を誘導する区域からなるゾーンです。

このゾーンの土地利用に当たっては、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などの公害の防止を図るとともに、コンパクトで効率的な市街地を形成し、公共交通機関や自転車の利用の促進など、エネルギー消費効率性に配慮することにより環境への負荷の低減を図ることが必要です。

また、水と緑のネットワークの形成、歴史的環境と調和した景観の保全・形成が必要です。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

##### ア 「健康で安全に生活できるまち」をめざして

- |   |
|---|
| <p>(ア) 自動車の走行に伴う大気汚染、騒音、振動の低減のため、幹線道路や橋梁などの基盤整備を進めるとともに、公共交通機関の利用の促進に努める。</p> <p>(イ) 排水による環境への負荷を低減するため、下水道の整備に努める。</p> <p>(ウ) 騒音、振動の低減や悪臭の防止など良好な居住環境の保全のため、土地の適正利用に努める。</p> |
|---|

イ 「快適で心豊かに暮らせるまち」をめざして

- (ア) 市街地内に残された緑地の保全に努める。
- (イ) 敷地内の緑化に努める。
- (ロ) 都市公園や親水空間などの整備や緑化の推進に当たっては、野生動植物の生息・生育環境の確保に努めるとともに、区域内や隣接する都市環境調和区域などとの水と緑のネットワークの形成に努める。
- (ハ) 建築物などの計画に当たっては、周辺景観との調和に努める。
- (ニ) 地域の歴史的・文化的遺産の保全に努める。
- (ホ) 誰もが使えるように配慮した歩行者空間の整備に努める。

ウ 「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」をめざして

- (ア) 透水性舗装や雨水浸透ますの整備など雨水の地下浸透に配慮し、水の健全な循環の維持に努める。
- (イ) 幹線道路や橋梁などの整備、中心市街地への居住機能の適正な集積、公共交通機関の利用促進に努める。
- (ロ) 建築物などの計画に当たっては、断熱性、気密性、耐震性、自然採光、通風への配慮に努める。

② 田園居住ゾーン

田園居住ゾーンは、農村集落を含む主として農用地として利用する区域と、主に市街地に隣接する丘陵地の森林、樹園地、放牧地等の区域からなるゾーンです。

このゾーンの土地利用に当たっては、農地のもつ野生動植物の生息・生育環境や保水機能などの多くの環境保全機能の維持のため、環境保全型農業、農村地域の排水対策や田園景観の保全・形成に努めていくことが必要です。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

【配慮の例】

ア 「健康で安全に生活できるまち」をめざして

- (ア) 排水による環境への負荷を低減するため、合併処理浄化槽などの設置に努める。

イ 「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」をめざして

- (ア) 野生動植物の生息・生育環境や保水機能などの環境保全機能を有しているこの区域の保全に努めるとともに、低農薬栽培、有機農業などの環境保全型農業に努める。
- (イ) 農地の保全に寄与するため、市民農園の整備などにより、他の区域の市民との交流の機会を増やし、農業への理解を広めるよう努める。
- (ロ) 河川の整備に当たっては、多自然型工法の導入など、野生動植物の生息・生育環境としての機能を損なうことのないよう配慮する。

(エ) 森林においては、間伐など森林の適正な管理、農地においては、低農薬栽培、有機農業などの環境保全型農業に努める。

ウ 「快適で心豊かに暮らせるまち」をめざして

(ア) 建築物などの計画に当たっては、周辺田園景観との調和に努める。

### ③ 自然保全ゾーン

自然保全ゾーンは、森林、自然公園、中山間地域の集落とその周辺に広がる農用地等の区域から成り、主に、木材生産を行うとともに、森林の持つ多面的機能を活用しつつ自然環境を保全し、原則として都市的な開発を行わないゾーンです。

このゾーンの土地利用に当たっては、森林の適正な管理、環境保全型農業、山村地域の排水対策などにより、この区域の自然環境の保全を図ることが必要です。レクリエーション施設や自然とのふれあいの場として土地利用の転換を図る場合には、自然環境への影響について慎重な対応が必要です。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

ア 「健康で安全に生活できるまち」をめざして

(ア) 排水による環境への負荷を低減するため、合併処理浄化槽などの設置に努める。

(イ) 水源かん養、大気浄化、気象緩和など多くのすぐれた環境保全機能を有しているこの区域の自然環境を保全する。

イ 「生物の多様性を育む自然が豊かなまち」をめざして

(ア) 水源かん養、野生動植物の生息・生育環境、市街地からの眺望や市民の身近な緑地空間など多くの環境保全機能を有しているこの区域の自然環境を保全する。

(イ) レクリエーション施設や自然とのふれあいの場として土地利用の転換を図る場合には、自然環境の連続性や水環境への影響に留意し、適正な整備を進める。

(ロ) 原生的森林や貴重な野生動植物の保護を図るなど、この区域を野生動植物の生息・生育環境として保全する。

(エ) 森林の有する環境保全機能などの公益的機能や間伐など森林の適正な管理の重要性に対する理解を広めることができるように、自然の特性を踏まえた自然体験、学習などの自然とのふれあいの場として利用を図る。この場合、自然環境保全と相反することのないよう留意する。

ウ 「快適で心豊かに暮らせるまち」をめざして

(ア) レクリエーション施設や自然とのふれあいの場としての整備に当たっては、野生動植物の生息・生育環境としての機能を維持するなど自然環境との調和に努める。

エ 「資源を大切に地球環境の保全に貢献するまち」をめざして

(ア) 水源かん養、二酸化炭素の吸収など多くのすぐれた環境保全機能を有しているこの区域の自然環境を保全する。



## 2 開発事業種別の環境に配慮する上での指針

開発事業を行おうとする者は民間事業と公共事業のいずれにおいても環境に影響を及ぼすおそれがあることから、限りある貴重な資源である土地の利用に関し、環境への配慮事項について検討する必要があります。

ここでは、開発事業を行うに当たっての事業者・市民の指針について、原則的な指針と事業種別の指針を示します。

### (1) 原則的な指針

ここでは、原則的な指針について、開発事業における立地・利用計画、建築物などの設計、工事の実施の段階ごとに示します。

立地・利用計画に当たっては、自然環境、自然景観への影響を最小限に留めるとともに、緑地空間などのオープンスペースを計画的に配置し、野生動植物の生息・生育環境の保全・創出に配慮し、生態系の維持に努めることが必要です。

建築物などの設計に当たっては、省資源、省エネルギーに配慮し、周辺景観との調和を図ることが必要です。

工事の実施に当たっては、大気汚染、騒音、振動、廃棄物の発生などによる環境への負荷の低減を進めることが必要です。

これらを実現するためには、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

#### 【配慮の例】

##### ア 立地・利用計画段階

- (ア) 事業の立地は、周辺の土地利用や道路・上下水道など各種都市基盤施設整備との整合を図るとともに、公共交通機関の有効利用を図るよう配慮する。
- (イ) 事業規模の設定に当たっては、水質汚濁の防止に努めるとともに、雨水流出量などを著しく増加させないよう努める。
- (ロ) 地下水を利用する際には、周辺の水系への影響や地下水脈の分断、地盤沈下が生じないよう事前に十分な調査を行う。
- (ハ) 貴重な野生動植物の生息・生育環境の改変を伴う自然豊かな地域への立地、史跡や文化財など歴史的・文化的環境の保全に影響を及ぼす立地、上水道などの水源地に影響を及ぼすような立地など環境への負荷の大きくなることが予想される立地は避けるよう努める。
- (ニ) 利用計画の策定に当たっては、野生動植物の生息・生育環境の保全・創出に配慮し、生態系の維持に努める。
- (ホ) 植栽に当たっては、郷土種の採用や自然環境の多様性を高める樹種構成などを検討する。
- (ヘ) 緑地空間や水辺空間などのオープンスペースを計画地内に十分に確保するよう配慮する。
- (ロ) 周辺から見えやすい斜面や尾根部の樹林、水辺や谷筋の改変を避け、自然景観を保全するよう努める。

- (ク) 道路幅員，敷地規模，建物形態などは，除雪空間の確保など冬期の生活に適した整備に努める。
- (コ) 土地形状の変更や変更に伴う土工量を極力少なくし，土工量は計画地内でバランスをとるよう努める。
- (ク) 透水性舗装や雨水浸透ますを導入する，消融雪に当たっては地下水を散水しないなど，水循環の健全性の維持に努める。

#### イ 建築物などの設計段階

- (ア) 公共下水道事業や農業集落排水事業の認可区域外では，合併処理浄化槽などの汚水処理施設の設置により排水の適正処理を行う。
- (イ) 騒音を防止するため，施設の配置や騒音対策などに努める。
- (ロ) 日照障害や電波障害の影響が生じないように配慮する。
- (エ) 周囲の緑化，建築物の規模やデザインなどに配慮し，周辺景観との調和を図り，良好な景観形成に努める。
- (オ) 断熱性，気密性，耐震性，自然採光，通風への配慮に努める。
- (カ) 省資源，エネルギー効率を考慮した施設・設備の整備に努めるとともに，再生可能エネルギーの導入，環境負荷の少ないエネルギー源の採用に努める。
- (キ) 建設物などは可能な限り地域産材を採用した木造建築とし，非木造建築についても内装に地域産材を用いるよう努める。

#### ウ 工事の実施段階

- (ア) 大規模な開発については，公害防止や自然環境保全に関し適切な管理目標を定めて，環境モニタリングを行うよう努める。
- (イ) 工事に伴う大気汚染，騒音，振動については，工法の工夫や適切な機械の採用により低減に努める。また，工事車両による道路沿道への影響の低減に努める。
- (ロ) 工事に伴い発生する残土や廃棄物を適正に分別し，処理する。
- (エ) 工事中は，土砂や濁水の流出に注意し，下流の利水，河川などの生態系，周辺の野生植物の植生への影響の低減に努める。
- (オ) 事業の実施に当たっては，すべての工程において省エネルギー対策を検討する。

## (2) 事業種別の指針

それぞれの事業について「原則的な指針」で示した事項のほか、事業特性に応じた環境への負荷の低減の取組が必要であり、次のような環境に配慮した行動を進めていかなければなりません。

なお、ここに掲げる事業以外の事業についても、これらの指針を参考に類似する項目を組み合わせるなどして、適切な環境への配慮を行うことが必要です。

### 【配慮の例】

#### ア 住宅系事業（住宅団地の造成／学校・病院・オフィス等の建設など）

- (ア) 歩道に電柱や街路灯を設置する場合には、誰もが安全に使えるように配慮した歩行者空間の確保に努める。
- (イ) 効率的なごみの回収などを図るため、ごみ集積場用地の確保に努める。

#### イ 商業・業務系事業（流通業務団地の造成／商業施設の建設など）

- (ア) 廃棄物や商品の容器包装材の再生利用や再利用を円滑に進めるための保管施設・設備の整備に努める。
- (イ) 自動車・自転車駐輪場や荷下ろし場の配置に配慮する。

#### ウ 工業系事業（工業団地の造成／工場・事業場の建設など）

- (ア) 住宅地、学校、公園などの地域住民の日常生活の場や公共施設に隣接した立地は避けるよう努める。
- (イ) 大気汚染、騒音、振動、悪臭などの公害を防止するため、防止施設の整備など十分な措置を講じる。
- (ウ) 有害な化学物質による水質汚濁、土壌汚染、地下水汚染などの環境汚染を防止するため、保管・使用の段階においては適正な管理ができる施設整備に努めるとともに、輸送・廃棄の段階においては適正な処理に努める。
- (エ) 自動車・自転車駐輪場や荷下ろし場の配置に配慮する。

#### エ 農林業系事業（農用地の造成／農業用排水路の整備／林道の整備など）

- (ア) 山間地での計画に当たっては、土地造成による流域界の変更や沢の埋め立てを避けるよう努める。
- (イ) 畜産業にあつては、立地場所に配慮し、水質汚濁、悪臭の防止のため、糞尿の処理施設を整備する。
- (ウ) 農業用排水路などの水利施設の整備に当たっては、環境に配慮するように努める。

オ 道路事業（道路の建設など）

- (ア) 道路の整備に当たっては、歩道の段差の解消など歩行者に配慮した施設整備、周辺景観との調和、地域にふさわしい樹木などの植栽の選定、低騒音舗装材の選定に努める。
- (イ) 山間部での建設に当たっては、長大法面を生じないなどの工夫により土地形状の変更の少ないルートを選定し、周辺の自然環境への影響を少なくするよう努める。
- (ウ) 自然豊かな地域での建設に当たっては、生息・生育環境の分断などによる野生動物への影響に配慮する。

カ 河川等整備事業（河川改修／護岸整備など）

- (ア) 多自然型工法などにより水辺の緑や親水性の確保・形成に努めるとともに、堰堤などへの効果的な魚道の設置による野生動物の移動空間の確保など生態系の保全に努める。
- (イ) 水辺の緑の確保に配慮し、水と緑のネットワークの形成に努める。

キ 資源採取系事業（岩石採取／砂利採取など）

- (ア) 景観的にすぐれた地域での採取は避けるよう努める。
- (イ) 地下水の採取に伴う地盤沈下の発生、既存の井戸や現在使用されている地下水の利用への影響について、事前に十分な調査を行い、採取位置、採取量、採取方法などを慎重に検討する。
- (ウ) 排水、濁水の流出を防止するため、十分な防止施設・設備の整備に努める。

ク 廃棄物処理系事業（廃棄物処理施設の設置／廃棄物最終処分場の設置など）

- (ア) 処理施設からの大気汚染、水質汚濁、悪臭などの公害を防止するため、十分な監視体制、防止施設・設備の整備に努める。
- (イ) ごみ発電などエネルギーの有効利用のための施設整備に努める。
- (ウ) 汚泥や生ごみなどの再生利用のための施設整備に努める。
- (エ) 最終処分場の設置に当たっては、計画段階から最終処分場の閉鎖後の管理について考慮する。

## 第6章 計画の推進に向けて

この計画が掲げる「めざす環境像」を実現するためには、計画が着実に推進されるような仕組みを整備して、計画の実効性を確保することが不可欠です。

このことから、次に示す取組を通じて、計画の具体的な推進を図ります。

### 第1節 市の推進体制

この計画に掲げられた市の施策は、それぞれの事業を担当する部局で実施されるものですが、地域の良い環境は、各施策を総合的に推進することにより保全・形成され、個々の施策の実施状況は、他の施策の実施にも影響するという関係にあります。

実行性を伴う計画推進のため、この計画に示された環境施策の基本的方向に沿った施策の実施状況を把握して達成度合いの評価を行い、次の施策の実施に生かすとともに、関係する施策の総合的な調整を図る必要があります。

このことから、本市の環境施策の庁内推進組織である「盛岡市環境基本計画推進委員会」において、この計画に掲げる施策と各部局等が実施する施策や事務事業との連携の確保や実施状況の把握、情報の交換、共有など、庁内が一体となった環境施策へ取組を推進します。

### 第2節 率先実行の推進

本市は、公共事業の主体であるとともに、資源やエネルギーを使う事業者・消費者としての側面を有しています。また、事業者や市民の取組を先導していくためにも、第5章に示した指針に従い、自ら率先して環境に配慮した行動を推進する必要があります。

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に規定されている「市の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する計画」として策定した「盛岡市グリーンオフィス行動計画」に基づき省エネルギー、省資源など環境に配慮した行動の取組を進めます。

また、同法の規定に基づき「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」を策定し、市域における温室効果ガスの削減に向け、市が率先して削減への取組を進めます。

### 第3節 事業者・市民の参加の推進

#### 1 環境情報の提供と啓発活動の充実

市民・事業者・市がそれぞれの役割に応じて環境保全に向けた取組に参加・協力し、実践していくためには、判断の基準となる的確な情報が提供できる体制となっていることが重要です。

したがって、今後とも環境年次報告書やパンフレットなど出版物の発行や配布、各種行事の開催などによる情報の提供や啓発活動を行うとともに、市のホームページなどを利用して地域の環境情報をわかりやすく発信するための情報提供方法を検討します。

また、情報の提供により事業者や市民に環境の状況、課題や対策への理解、事業活動や日常生活における「環境に配慮する上での指針」の普及を進め、事業者や市民の自然環境の保全、ごみの減量、地球環境問題への対応などの環境保全活動への取組や参加を促進します。

なお、環境問題が一層複雑化する中で、民間団体による環境保全活動の役割がますます重要となることが予想されることから、適切な情報提供を進め、民間団体の積極的な取組や参加を求めています。

#### 2 市民意見の反映

今日の環境問題の広がり大きさから、市のみでは環境の状況などを常時把握することが難しく、むしろ市民からの情報の提供が重要なものとなっています。このことから、市民からの環境情報の提供や環境政策などに関する意見を聴取し、施策に反映させることが重要です。

県の環境学習交流センターや環境NPOなどとの連携を進めるなど、市民意見を幅広く聴取するための仕組みづくりの検討を進めます。

#### 第4節 計画の進行管理

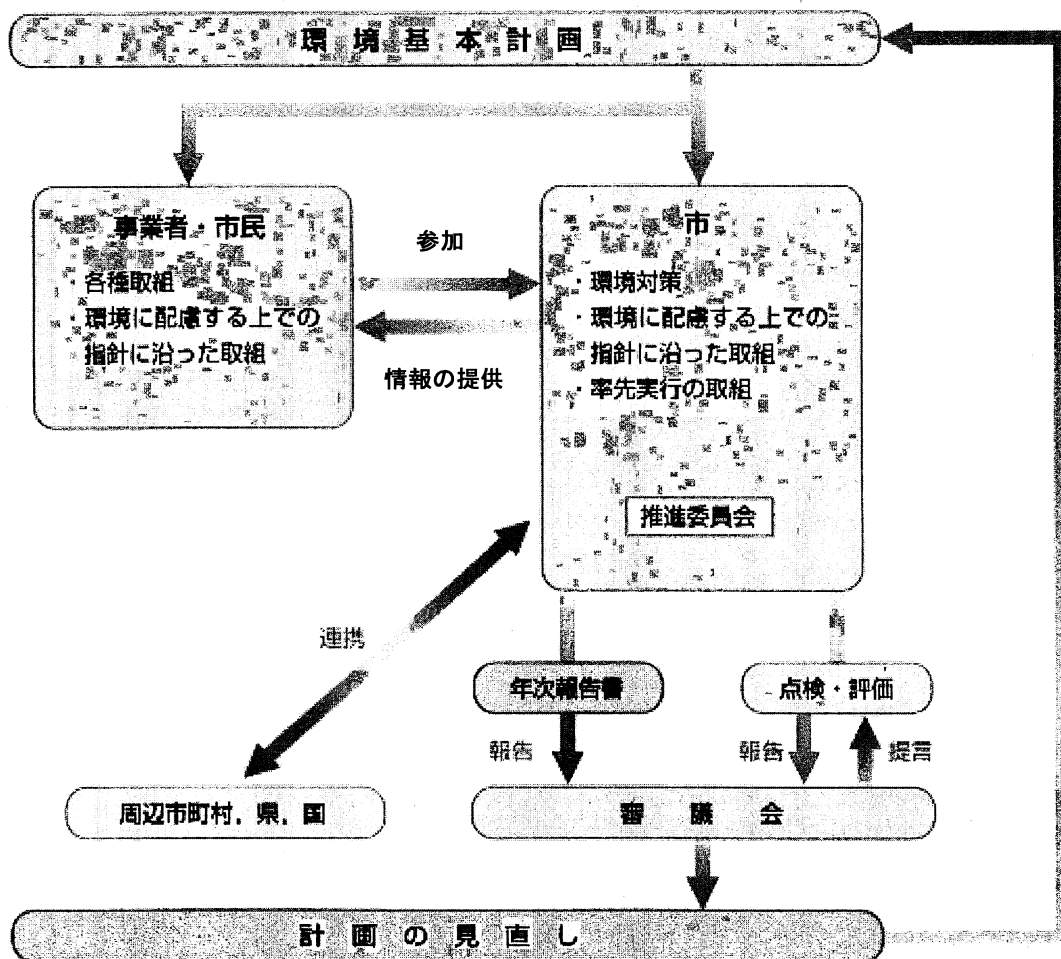
##### 1 年次報告書の作成と公表

大気や水質などの測定、自然環境調査、環境の状況に対する市民の評価に関する調査などを実施し、環境の状況を把握するとともに、これら環境の状況や、この計画に基づいて市が講じた環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を取りまとめ、年次報告書を作成し、公表します。

##### 2 計画の見直し

社会情勢の変化、科学的技術の進歩、科学的知見の集積、環境問題の動向などに応じ、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況を点検・評価し、必要がある場合には、この計画を見直すものとします。

##### ■推進体制の仕組





## 第5節 他の自治体などとの連携

大気汚染、水質汚濁などの本市の行政区域を超える環境問題や地球環境問題については、広域的な対応が必要となってきます。また、専門的な調査研究を必要としたり、市の権限では対応できない場合があります。このため、広域的な環境問題に対しては周辺市町村や県、国との連携と協力のもと、広域的な視点からの取組を推進していきます。

